

# 半期報告書

第121期中

自 平成19年4月1日

至 平成19年9月30日

- 1 本書は半期報告書を、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んでおります。

株 式 会 社 滋 賀 銀 行

( 501053 )

# 目 次

	頁
第121期中 半期報告書	
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	5
3 【関係会社の状況】 .....	5
4 【従業員の状況】 .....	5
第2 【事業の状況】 .....	6
1 【業績等の概要】 .....	6
2 【生産、受注及び販売の状況】 .....	26
3 【対処すべき課題】 .....	26
4 【経営上の重要な契約等】 .....	26
5 【研究開発活動】 .....	26
第3 【設備の状況】 .....	27
1 【主要な設備の状況】 .....	27
2 【設備の新設、除却等の計画】 .....	27
第4 【提出会社の状況】 .....	28
1 【株式等の状況】 .....	28
2 【株価の推移】 .....	30
3 【役員の状況】 .....	30
第5 【経理の状況】 .....	31
1 【連結財務諸表等】 .....	32
2 【財務諸表等】 .....	79
第6 【提出会社の参考情報】 .....	106
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	107
監査報告書 .....	巻末

## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 19 年 12 月 14 日

【中間会計期間】 第 121 期中(自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)

【会社名】 株式会社滋賀銀行

【英訳名】 THE SHIGA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 高 田 紘 一

【本店の所在の場所】 滋賀県大津市浜町 1 番 38 号

【電話番号】 0 7 7 ( 5 2 4 ) 2 1 4 1 (代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部主計室長 今 井 信一郎

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋小伝馬町 12 番 9 号  
株式会社滋賀銀行 総合企画部東京事務所

【電話番号】 0 3 ( 3 6 6 1 ) 1 1 8 6 (代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部東京事務所長 杉 江 秀 樹

【縦覧に供する場所】 株式会社滋賀銀行京都支店  
(京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町 630 番地)

株式会社滋賀銀行東京支店  
(東京都中央区日本橋小伝馬町 12 番 9 号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目 8 番 16 号)

(注) 東京支店は、金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のために備えるものであります。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成17年度 中間連結 会計期間	平成18年度 中間連結 会計期間	平成19年度 中間連結 会計期間	平成17年度	平成18年度
		(自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	46,975	47,864	51,836	93,345	96,635
連結経常利益	百万円	9,933	8,425	9,466	19,370	16,061
連結中間純利益	百万円	7,311	4,751	3,626		
連結当期純利益	百万円				10,209	8,839
連結純資産額	百万円	235,650	253,892	289,682	247,333	283,997
連結総資産額	百万円	4,033,814	4,078,373	4,167,808	4,082,911	4,179,335
1株当たり純資産額	円	890.30	949.97	1,010.13	934.66	987.98
1株当たり中間純利益	円	27.61	17.96	13.71		
1株当たり当期純利益	円				38.43	33.41
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円					
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円					
自己資本比率	%		6.16	6.40		6.25
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	11.38	11.32	12.39	11.25	12.20
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	54,492	51,500	25,039	42,977	78,100
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	80,869	49,958	28,039	30,737	74,206
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	719	850	1,179	1,463	125
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	38,787	49,794	44,237		
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円				52,186	48,420
従業員数 (外、平均臨時従業員数)	人	2,491 〔1,029〕	2,516 〔1,016〕	2,622 〔1,026〕	2,401 〔1,025〕	2,429 〔1,022〕

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、潜在株式がないので記載しておりません。
- 3 連結純資産額及び連結総資産額の算定に当たり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 4 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
- 5 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 6 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国際統一基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
- 7 従業員数は出向者を除いた就業人員であり、〔 〕内は嘱託及び臨時雇員の期中平均人員(外書き)であります。

## (2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第119期中	第120期中	第121期中	第119期	第120期
決算年月		平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益	百万円	42,136	42,981	46,751	83,602	84,692
経常利益	百万円	9,483	7,822	8,745	18,659	14,945
中間純利益	百万円	7,208	4,604	3,436		
当期純利益	百万円				10,000	8,570
資本金	百万円	33,076	33,076	33,076	33,076	33,076
発行済株式総数	千株	265,450	265,450	265,450	265,450	265,450
純資産額	百万円	235,047	250,414	265,825	246,602	260,254
総資産額	百万円	4,020,805	4,063,712	4,150,702	4,070,175	4,163,868
預金残高	百万円	3,447,547	3,490,351	3,569,467	3,505,228	3,590,251
貸出金残高	百万円	2,300,154	2,416,042	2,492,148	2,388,924	2,481,394
有価証券残高	百万円	1,523,295	1,372,718	1,379,461	1,426,020	1,354,903
1株当たり配当額	円	2.50	3.00	3.00	5.50	6.00
自己資本比率	%		6.17	6.40		6.25
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	11.31	11.29	12.38	11.17	12.20
従業員数 (外、平均臨時従業員数)	人	2,240 〔938〕	2,262 〔918〕	2,363 〔925〕	2,152 〔932〕	2,179 〔922〕

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部合計で除して算出しております。

4 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国際統一基準を採用しております。

なお、平成18年9月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

5 従業員数は出向者を除いた就業人員であり、〔 〕内は嘱託及び臨時雇員の期中平均人員(外書き)であります。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成 19 年 9 月 30 日現在

	銀行業	リース・ 投資事業	クレジット カード事 業	事務代行業	信用保証事業	その他の事業	合計
従業員数 (人)	2,382 〔931〕	32 〔1〕	37 〔7〕	141 〔81〕	10 〔2〕	20 〔4〕	2,622 〔1,026〕

- (注) 1 従業員数は、出向者を除いた就業人員(ただし、連結会社間の出向者を含む)であります。  
2 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員 1,030 人を含んでおりません。  
3 臨時従業員数は、〔 〕内に嘱託及び臨時従業員の当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

### (2) 当行の従業員数

平成 19 年 9 月 30 日現在

従業員数(人)	2,363 〔925〕
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、出向者を除いた就業人員であります。  
2 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員 928 人を含んでおりません。  
3 臨時従業員数は、〔 〕内に嘱託及び臨時従業員の当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。  
4 当行の労働組合は、滋賀銀行労働組合と滋賀銀行従業員組合の 2 つであり、組合員数は滋賀銀行労働組合 2,107 人、滋賀銀行従業員組合 5 人であります。双方の組合とも労使間においては特記すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### ・業績

当中間連結会計期間のわが国経済は、内外需要の増加を背景に、企業収益が高水準で推移する中、緩やかな拡大の過程をたどりました。一方、金融面では、米国サブプライムローン問題に端を発した世界的な信用収縮懸念の広がりにより、日本銀行の政策金利の引上げが見送られるなど、金利正常化に向けた動きが足踏みしました。金融業界においても、金融商品取引法の施行(9月)や、郵政民営化のスタート(10月)など、新たな局面を迎えました。

このような経済金融環境のもと、当行グループは、新世紀第3次長期経営計画(期間：3年間、平成19年4月～平成22年3月)のメインテーマである「リスク管理の高度化による企業価値の向上」の実現に向け、「3つのC＋CSR」コンソリデーション(Consolidation：商品・サービスの向上、合理的かつ積極的なリスクテイク)、クレジット・リスク(Credit Risk：信用リスク管理の高度化)、コスト・コントロール(Cost Control：生産性の向上)を基本営業戦略として展開してまいりました。その結果、当中間連結会計期間の経営成績は、以下のとおりとなりました。

預金等(譲渡性預金を含む)は、当中間連結会計期間中に16,097百万円減少して当中間連結会計期間末残高は3,689,654百万円(うち預金は3,564,947百万円)となりました。一方、貸出金の当中間連結会計期間末残高は、消費者向貸出の増加に加え、事業性貸出も順調に推移したことから、11,925百万円増加して2,485,389百万円となりました。また総資産の当中間連結会計期間末残高は4,167,808百万円で前連結会計年度末に比べ11,527百万円の減少、純資産の部の合計の当中間連結会計期間末残高は289,682百万円で、前連結会計年度末に比べ5,684百万円の増加となりました。

損益につきましては、経常収益は資金運用収益中の貸出金利息等を中心に、前中間連結会計期間比3,971百万円増加して51,836百万円、経常費用は資金調達費用中の預金利息等の増加により前中間連結会計期間比2,930百万円増加して42,369百万円となりました。以上より、当中間連結会計期間の連結経常利益は9,466百万円で前中間連結会計期間比1,040百万円の増益となりました。

また、財務体質の健全化のため、繰延税金資産の回収可能性判断を厳格化したことにより、税効果会計適用後の法人税等の負担額(「法人税、住民税及び事業税」と「法人税等調整額」の合計)は、前中間連結会計期間に比べて2,076百万円増加して5,166百万円となりました。

以上の結果、連結中間純利益は、3,626百万円となり、前中間連結会計期間に比べて1,124百万円の減益となりました。

また、事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。なお、以下に記載の金額は内部取引相殺前の金額であり、課税取引については消費税及び地方消費税を含んでおりません。

銀行業では、資金運用収益中の貸出金利息等を中心に、経常収益が前中間連結会計期間比3,773百万円増収の46,788百万円、経常費用は資金調達費用中の預金利息等の増加により同2,848百万円増加して38,040百万円となり、経常利益は同924百万円増益の8,747百万円となりました。

リース・投資事業では、平成18年10月にShiga Preferred Capital Cayman Limitedを設立したことにより、経常収益が前中間連結会計期間比466百万円増収の4,375百万円となりました。経常費用は同263百万円増加して3,940百万円となり、経常利益は435百万円と同202百万円の増益となりました。

クレジットカード事業では、経常収益が前中間連結会計期間比13百万円増収の1,062百万円、経常費用は利息返還損失引当金の積増しにより、同209百万円増収の1,120百万円となったため、経常損失は57百万円と同195百万円の減益となりました。

事務代行事業では、経常収益が前中間連結会計期間比21百万円増収の758百万円、経常費用は同11百万円減少の696百万円となり、経常利益は同32百万円増益の61百万円となりました。

信用保証事業では、経常収益が前中間連結会計期間比 93 百万円増収の 291 百万円、経常費用は同 26 百万円減少の 56 百万円となり、経常利益は同 120 百万円増益の 235 百万円となりました。

その他の事業では、経常収益はほぼ前中間連結会計期間並みの水準となりましたが、経常費用が営業経費の増加で 29 百万円増加したため、経常損失は 14 百万円となり、同 29 百万円の減益となりました。

#### ・ キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における連結ベースの現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前中間連結会計期間末に比べ 5,556 百万円減少し、当中間連結会計期間末は 44,237 百万円となりました。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間中の営業活動による資金の増加は 25,039 百万円で、前中間連結会計期間と比べ 76,540 百万円の増加となりました。主な要因は、コールローンの減少であります。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間中の投資活動に支出した資金は 28,039 百万円で、前中間連結会計期間と比べキャッシュ・フローは 77,998 百万円減少いたしました。主な要因は、有価証券の売却及び償還による収入の減少であります。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間中に財務活動に支出した資金は 1,179 百万円で、前中間連結会計期間と比べ 328 百万円増加いたしました。主な要因は、優先出資証券の配当金の支払であります。

(1) 国内・海外別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は、国内では前中間連結会計期間と比べ 1,456 百万円増加し 29,981 百万円、海外では同 2 百万円減少し 77 百万円、合計では同 1,454 百万円増加し 30,058 百万円となりました。また、役務取引等収支は合計で前中間連結会計期間と比べ 90 百万円増加し 5,300 百万円、その他業務収支は合計で同 555 百万円増加し 1,047 百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	28,524	79	28,604
	当中間連結会計期間	29,981	77	30,058
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	32,217	805	697 32,325
	当中間連結会計期間	37,335	887	778 37,445
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	3,692	726	697 3,721
	当中間連結会計期間	7,345	810	778 7,387
役務取引等収支	前中間連結会計期間	5,210	1	5,209
	当中間連結会計期間	5,301	0	5,300
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	7,016	2	7,019
	当中間連結会計期間	7,212	2	7,214
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,805	3	1,809
	当中間連結会計期間	1,911	2	1,913
その他業務収支	前中間連結会計期間	1,608	5	1,602
	当中間連結会計期間	1,052	4	1,047
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	5,231	5	5,237
	当中間連結会計期間	4,772	4	4,777
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	6,840	0	6,840
	当中間連結会計期間	5,824		5,824

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び連結子会社であります。

2 「海外」とは、当行の海外店であります。

3 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間 5 百万円、当中間連結会計期間 18 百万円)を控除して表示しております。

4 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内と海外の間の資金貸借の利息であります。

(2) 国内・海外別資金運用 / 調達状況

国内では、当中間連結会計期間の資金運用勘定平均残高は貸出金を中心に 3,881,421 百万円となり、利回りは 1.91%となりました。一方、資金調達勘定平均残高は預金等を中心に 3,770,681 百万円、利回りは 0.38%となりました。前中間連結会計期間との比較では、資金運用勘定平均残高は 89,537 百万円の増加で利回りは 0.22%の上昇、資金調達勘定平均残高は 74,868 百万円の増加で利回りは 0.19%の上昇となりました。

海外では、当中間連結会計期間の資金運用勘定平均残高は有価証券を中心に 31,101 百万円となり、利回りは 5.69%となりました。一方、資金調達勘定平均残高は預金等で 31,126 百万円、利回りは 5.19%となりました。前中間連結会計期間との比較では、資金運用勘定平均残高は 1,174 百万円の増加で利回りは 0.32%の上昇、資金調達勘定平均残高は 2,517 百万円の増加で利回りは 0.13%の上昇となりました。

国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	(26,551) 3,791,883	(697) 32,217	1.69
	当中間連結会計期間	(29,101) 3,881,421	(778) 37,335	1.91
うち貸出金	前中間連結会計期間	2,395,033	21,377	1.78
	当中間連結会計期間	2,474,124	25,252	2.03
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	728	1	0.36
	当中間連結会計期間	879	2	0.60
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,304,403	9,797	1.49
	当中間連結会計期間	1,301,480	10,690	1.63
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	36,741	209	1.13
	当中間連結会計期間	46,333	286	1.23
うち預け金	前中間連結会計期間	1,435	2	0.32
	当中間連結会計期間	2,284	4	0.34
資金調達勘定	前中間連結会計期間	( ) 3,695,812	( ) 3,692	0.19
	当中間連結会計期間	( ) 3,770,681	( ) 7,354	0.38
うち預金	前中間連結会計期間	3,492,138	1,914	0.10
	当中間連結会計期間	3,552,389	5,376	0.30
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	119,599	84	0.14
	当中間連結会計期間	122,571	323	0.52
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	26,550	585	4.39
	当中間連結会計期間	21,264	466	4.37
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	30,166	572	3.78
	当中間連結会計期間	43,505	902	4.13
うち借入金	前中間連結会計期間	38,791	419	2.15
	当中間連結会計期間	42,832	225	1.05

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については一部、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び連結子会社であります。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間 19,201 百万円、当中間連結会計期間 19,897 百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間 13,495 百万円、当中間連結会計期間 14,010 百万円)及び利息(前中間連結会計期間 5 百万円、当中間連結会計期間 18 百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

4 ( )内は、国内と海外の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	( ) 29,927	( ) 805	5.37
	当中間連結会計期間	( ) 31,101	( ) 887	5.69
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,859	44	4.78
	当中間連結会計期間	2,672	56	4.20
うち商品有価証券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち有価証券	前中間連結会計期間	27,573	752	5.44
	当中間連結会計期間	28,017	823	5.86
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間	293	7	4.85
	当中間連結会計期間	190	4	5.16
資金調達勘定	前中間連結会計期間	(26,551) 28,609	(697) 726	5.06
	当中間連結会計期間	(29,101) 31,126	(778) 810	5.19
うち預金	前中間連結会計期間	2,056	28	2.73
	当中間連結会計期間	2,025	31	3.13
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			

(注) 1 平均残高は日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2 「海外」とは、当行の海外店であります。

3 ( )内は、国内と海外の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	3,795,259	32,325	1.69
	当中間連結会計期間	3,883,421	37,445	1.92
うち貸出金	前中間連結会計期間	2,396,892	21,422	1.78
	当中間連結会計期間	2,476,796	25,308	2.03
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	728	1	0.36
	当中間連結会計期間	879	2	0.60
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,331,976	10,549	1.57
	当中間連結会計期間	1,329,498	11,514	1.72
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	36,741	209	1.13
	当中間連結会計期間	46,333	286	1.23
うち預け金	前中間連結会計期間	1,729	9	1.09
	当中間連結会計期間	2,474	8	0.71
資金調達勘定	前中間連結会計期間	3,697,871	3,721	0.20
	当中間連結会計期間	3,772,706	7,387	0.39
うち預金	前中間連結会計期間	3,494,195	1,942	0.11
	当中間連結会計期間	3,554,415	5,408	0.30
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	119,599	84	0.14
	当中間連結会計期間	122,571	323	0.52
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	26,550	585	4.39
	当中間連結会計期間	21,264	466	4.37
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	30,166	572	3.78
	当中間連結会計期間	43,505	902	4.13
うち借入金	前中間連結会計期間	38,791	419	2.15
	当中間連結会計期間	42,832	225	1.05

- (注) 1 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間 19,201 百万円、当中間連結会計期間 19,897 百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間 13,495 百万円、当中間連結会計期間 14,010 百万円)及び利息(前中間連結会計期間 5 百万円、当中間連結会計期間 18 百万円)を、それぞれ控除して表示しております。
- 2 国内と海外の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して記載しております。

### (3) 国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は、銀行業において特に役務収益の増強に注力した結果、国内と海外の合計で前中間連結会計期間比 195 百万円増加し 7,214 百万円となりました。また、役務取引等費用は合計で前中間連結会計期間比 104 百万円増加し 1,913 百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	7,016	2	7,019
	当中間連結会計期間	7,212	2	7,214
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	1,251		1,251
	当中間連結会計期間	1,420		1,420
うち為替業務	前中間連結会計期間	1,972	2	1,974
	当中間連結会計期間	1,899	2	1,902
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	112		112
	当中間連結会計期間	241		241
うち代理業務	前中間連結会計期間	230		230
	当中間連結会計期間	190		190
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	163		163
	当中間連結会計期間	162		162
うち保証業務	前中間連結会計期間	117	0	117
	当中間連結会計期間	128		128
うちカード業務	前中間連結会計期間	1,138		1,138
	当中間連結会計期間	1,010		1,010
うち投資信託・保険販売業務	前中間連結会計期間	1,703		1,703
	当中間連結会計期間	1,861		1,861
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,805	3	1,809
	当中間連結会計期間	1,911	2	1,913
うち為替業務	前中間連結会計期間	336	0	337
	当中間連結会計期間	332	0	333

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び連結子会社であります。

2 「海外」とは、当行の海外店であります。

(4) 国内・海外別預金残高の状況  
 預金の種類別残高(期末残高)

種類	期別	国内	海外	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	3,485,691	2,219	3,487,910
	当中間連結会計期間	3,562,504	2,443	3,564,947
うち流動性預金	前中間連結会計期間	1,584,821	841	1,585,662
	当中間連結会計期間	1,581,625	820	1,582,445
うち定期性預金	前中間連結会計期間	1,830,108	1,265	1,831,374
	当中間連結会計期間	1,910,118	1,524	1,911,642
うちその他	前中間連結会計期間	70,761	112	70,874
	当中間連結会計期間	70,760	98	70,859
譲渡性預金	前中間連結会計期間	120,051		120,051
	当中間連結会計期間	124,706		124,706
総合計	前中間連結会計期間	3,605,743	2,219	3,607,962
	当中間連結会計期間	3,687,211	2,443	3,689,654

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び連結子会社であります。

2 「海外」とは、当行の海外店であります。

3 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

(5) 国内・海外別貸出金残高の状況  
業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成 18 年 9 月 30 日		平成 19 年 9 月 30 日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	2,404,321	100.00	2,482,584	100.00
製造業	416,082	17.31	427,381	17.22
農業	7,872	0.33	4,028	0.16
林業	201	0.01	199	0.01
漁業	934	0.04	784	0.03
鉱業	3,913	0.16	6,899	0.28
建設業	140,823	5.86	134,336	5.41
電気・ガス・熱供給・水道業	9,109	0.38	8,522	0.34
情報通信業	8,065	0.33	12,045	0.49
運輸業	73,225	3.04	77,784	3.13
卸売・小売業	341,638	14.21	345,345	13.91
金融・保険業	63,817	2.65	73,350	2.95
不動産業	199,751	8.31	267,834	10.79
各種サービス業	334,161	13.90	312,481	12.59
地方公共団体	93,757	3.90	97,398	3.92
その他	710,968	29.57	714,192	28.77
海外及び特別国際金融取引勘定分	2,095	100.00	2,805	100.00
政府等	124	5.95	103	3.69
金融機関				
商工業	1,947	92.93	2,678	95.49
その他	23	1.12	23	0.82
合計	2,406,417		2,485,389	

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び連結子会社であります。

2 「海外」とは、当行の海外店であります。

## 外国政府等向け債権残高(国別)

「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げることとしておりますが、前中間連結会計期間末(平成18年9月30日)、当中間連結会計期間末(平成19年9月30日)とも、該当するものではありません。

### (6) 国内・海外別有価証券の状況 有価証券残高(期末残高)

種類	期別	国内	海外	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	403,521		403,521
	当中間連結会計期間	350,633		350,633
地方債	前中間連結会計期間	131,054		131,054
	当中間連結会計期間	159,370		159,370
社債	前中間連結会計期間	252,841		252,841
	当中間連結会計期間	243,962		243,962
株式	前中間連結会計期間	203,031		203,031
	当中間連結会計期間	217,755		217,755
その他の証券	前中間連結会計期間	351,592	31,322	382,914
	当中間連結会計期間	381,637	26,209	407,846
合計	前中間連結会計期間	1,342,041	31,322	1,373,363
	当中間連結会計期間	1,353,359	26,209	1,379,568

- (注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び連結子会社であります。  
 2 「海外」とは、当行の海外店であります。  
 3 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	30,729	32,514	1,784
経費(除く臨時処理分)	21,762	22,652	890
人件費	11,756	12,002	245
物件費	8,533	9,062	529
税金	1,472	1,587	115
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	8,967	9,861	894
のれん償却額			
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	8,967	9,861	894
一般貸倒引当金繰入額			
業務純益	8,967	9,861	894
うち債券関係損益	223	61	285
臨時損益	1,144	1,115	28
株式関係損益	2,211	776	1,434
不良債権処理損失	2,662	1,626	1,036
貸出金償却	2,662	716	1,945
個別貸倒引当金繰入額			
特定海外債権引当勘定繰入額			
その他の偶発損失引当金繰入額		901	901
投資損失引当金繰入額			
その他の債権売却損等		8	8
その他臨時損益	693	265	427
経常利益	7,822	8,745	923
特別損益	376	225	151
うち固定資産処分損益	46	58	12
うち貸倒引当金戻入益	1,532	1,038	494
うち減損損失	2,261	1,991	269
税引前中間純利益	7,446	8,520	1,074
法人税、住民税及び事業税	4,264	4,018	246
法人税等調整額	1,422	1,066	2,488
中間純利益	4,604	3,436	1,168

(注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

- 4 臨時損益とは、中間損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
- 5 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却
- 6 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却
- 7 前中間会計期間・当中間会計期間とも、貸倒引当金戻入額が同繰入額を上回るため、貸倒引当金戻入益を特別利益に計上しておりますが、貸倒引当金戻入益を特別利益に計上しない場合の貸倒償却・引当費用(一般貸倒引当金繰入額 + 不良債権処理損失)は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
貸倒償却・引当費用(計)	1,129	588	541
一般貸倒引当金繰入額	800	1,252	452
不良債権処理損失	1,929	1,840	89
貸出金償却	2,662	716	1,945
個別貸倒引当金繰入額	732	213	946
特定海外債権引当勘定繰入額			
その他の偶発損失引当金繰入額		901	901
投資損失引当金繰入額			
その他の債権売却損等		8	8

## 2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(% (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.45	1.69	0.24
(イ)貸出金利回	1.75	2.01	0.26
(ロ)有価証券利回	1.10	1.26	0.16
(2) 資金調達原価	1.26	1.47	0.21
(イ)預金等利回	0.05	0.24	0.19
(ロ)外部負債利回	2.03	1.90	0.13
(3) 総資金利鞘	-	0.19	0.03

(注) 1 「国内業務部門」とは、国内店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

## 3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(% (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	7.19	7.47	0.28
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	7.19	7.47	0.28
業務純益ベース	7.19	7.47	0.28
中間純利益ベース	3.69	2.60	1.09

#### 4 預金・貸出金の状況(単体)

##### (1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(期末残高)	3,490,351	3,569,467	79,115
預金(期中平均残高)	3,496,877	3,558,399	61,521
貸出金(期末残高)	2,416,042	2,492,148	76,106
貸出金(期中平均残高)	2,405,751	2,483,584	77,833

##### (2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	2,643,612	2,720,193	76,580
法人	844,519	846,830	2,310
合計	3,488,132	3,567,023	78,891

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

##### (3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	699,040	736,236	37,195
住宅ローン残高	660,575	700,082	39,506
その他ローン残高	38,464	36,153	2,310

(注) 住宅ローン残高には、地方公共団体制度融資(住宅資金)・協定住宅融資等の住宅関連融資を含めて記載しております。

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	1,905,990	1,924,797	18,806
総貸出金残高	百万円	2,413,946	2,489,343	75,396
中小企業等貸出金比率	/ %	78.95	77.32	1.63
中小企業等貸出先件数	件	90,348	91,817	1,469
総貸出先件数	件	90,981	92,514	1,533
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.30	99.24	0.06

(注) 1 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)  
支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	20	103	11	120
信用状	494	6,968	610	6,898
保証	4,817	45,699	4,166	29,425
計	5,331	52,771	4,787	36,444

(注) 有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い相殺しております。

前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の「保証」ならびに「計」は208件、14,623百万円減少いたします。

## (自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、平成 19 年 3 月 31 日から、銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成 18 年金融庁告示第 19 号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成 18 年 9 月 30 日は銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成 5 年大蔵省告示第 55 号。以下、「旧告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用しております。なお、当行はマーケット・リスク規制を導入しておりません。

## 連結自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成 18 年 9 月 30 日	平成 19 年 9 月 30 日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	33,076	33,076
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	23,964	23,968
	利益剰余金	131,038	139,390
	自己株式( )	526	689
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額( )	793	792
	その他有価証券の評価差損( )		
	為替換算調整勘定		
	新株予約権		
	連結子法人等の少数株主持分	2,457	22,571
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券		20,000
	営業権相当額( )		
	のれん相当額( )		
	企業結合等により計上される無形固定資産 相当額( )		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額( )		
	期待損失額が適格引当金を上回る額の 50% 相 当額( )		10,177
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計)	189,217	207,346
	繰延税金資産の控除金額( )		
計 (A)	189,217	207,346	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 (注 1)		20,000	

項目		平成 18 年 9 月 30 日	平成 19 年 9 月 30 日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%	38,392	44,202
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	11,595	9,915
	一般貸倒引当金	7,618	236
	適格引当金が期待損失額を上回る額		
	負債性資本調達手段等	32,000	14,000
	うち永久劣後債務 (注 2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注 3)	32,000	14,000
	計	89,606	68,354
	うち自己資本への算入額 (B)	89,606	68,354
控除項目	控除項目 (注 4) (C)	2,003	11,859
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	276,820	263,842
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	2,408,891	1,954,976
	オフ・バランス取引等項目	36,378	52,474
	信用リスク・アセットの額 (E)	2,445,269	2,007,450
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G) / 8%) (F)		121,267
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)		9,701
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に 12.5 を乗じて得た額 (H)		
計 ((E) + (F) + (H)) (I)	2,445,269	2,128,718	
連結自己資本比率(国際統一基準) = D / I × 100(%)		11.32	12.39
(参考) Tier 1 比率 = A / I × 100(%)		7.73	9.74

(注) 1 告示第 5 条第 2 項(旧告示第 4 条第 2 項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第 6 条第 1 項第 4 号(旧告示第 5 条第 1 項第 4 号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第 6 条第 1 項第 5 号及び第 6 号(旧告示第 5 条第 1 項第 5 号及び第 6 号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が 5 年を超えるものに限られております。

4 告示第 8 条第 1 項第 1 号から第 6 号(旧告示第 7 条第 1 項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第 2 号(旧告示第 7 条第 1 項第 2 号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成 18 年 9 月 30 日	平成 19 年 9 月 30 日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	33,076	33,076
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本準備金	23,942	23,942
	その他資本剰余金	2	5
	利益準備金	7,482	7,800
	その他利益剰余金	122,760	130,481
	その他		20,000
	自己株式( )	526	689
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額( )	793	792
	その他有価証券の評価差損( )		
	新株予約権		
	営業権相当額( )		
	のれん相当額( )		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額( )		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額( )		
	期待損失額が適格引当金を上回る額の 50% 相当額( )		10,258
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 (上記各項目の合計額)	185,944	203,566
	繰延税金資産の控除金額( )		
計 (A)	185,944	203,566	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 (注 1)		20,000	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額 から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%	38,234	44,054
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の 45% 相当額	11,595	9,915
	一般貸倒引当金	7,400	
	適格引当金が期待損失額を上回る額		
	負債性資本調達手段等	32,000	14,000
	うち永久劣後債務 (注 2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注 3)	32,000	14,000
	計	89,229	67,970
うち自己資本への算入額 (B)	89,229	67,970	

項目		平成 18 年 9 月 30 日	平成 19 年 9 月 30 日
		金額(百万円)	金額(百万円)
控除項目	控除項目 (注 4) (C)	550	10,987
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	274,623	260,548
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	2,394,765	1,935,434
	オフ・バランス取引等項目	36,378	52,474
	信用リスク・アセットの額 (E)	2,431,143	1,987,909
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G) / 8%) (F)		116,197
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)		9,295
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に 12.5 を乗じて得た額 (H)		
	計 ((E) + (F) + (H)) (I)	2,431,143	2,104,107
単体自己資本比率(国際統一基準) = D / I × 100(%)		11.29	12.38
(参考) Tier 1 比率 = A / I × 100 (%)		7.64	9.67

(注) 1 告示第 17 条第 2 項(旧告示第 14 条第 2 項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第 18 条第 1 項第 4 号(旧告示第 15 条第 1 項第 4 号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第 18 条第 1 項第 5 号及び第 6 号(旧告示第 15 条第 1 項第 5 号及び第 6 号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が 5 年を超えるものに限られております。

4 告示第 20 条第 1 項第 1 号から第 5 号(旧告示第 17 条第 1 項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

( ) 優先出資証券の概要

連結自己資本比率（国際統一基準）及び単体自己資本比率（国際統一基準）における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりであります。

発行体	Shiga Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券（以下、「本優先出資証券」）
償還期日	定めなし。 ただし、平成 24 年 1 月以降のいずれかの配当支払日に、発行体はその裁量により、事前の通知を行うことで、本優先出資証券の全額又は一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認を必要とする。
配当	非累積型・固定/変動配当 当初 10 年間は固定配当。ただし、平成 29 年 1 月以降については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。
発行総額	200 億円（1 口あたり 10,000,000 円）
払込日	平成 18 年 10 月 23 日
配当支払の内容	配当支払日 毎年 1 月 25 日と 7 月 25 日（初回配当支払日は平成 19 年 1 月 25 日） 該当日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。
配当停止条件	配当は、以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする当行最優先株式に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の 5 営業日前までに、当行が発行会社に対し支払不能証明書を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間中に到来し、かつ、当行が、当該配当支払日の 5 営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示を交付している場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の 5 営業日以前に、当行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行わないよう求める配当不払指示を交付している場合。 (5) 当該配当支払日が、清算期間中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限もしくは分配制限の適用又は監督期間配当指示もしくは配当減額指示がある場合には、それぞれ制限を受ける。
強制配当事由	平成 19 年 3 月 31 日に終了する事業年度を含む、それ以降のある事業年度のいずれかの日を基準日として、当行が当行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の 7 月及び 1 月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する（下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。）。ただし、強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示又は配当減額指示がなされているかどうかには関係なく実施される（下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。）。 (1) 支払不能証明書が交付されていないこと (2) 分配制限に服すること (3) 当該配当支払日が監督期間中に到来する場合には、監督期間配当指示に服すること (4) 当該配当支払日が清算期間中に到来するものでないこと
残余財産分配請求	1 口あたり 10,000,000 円

## (資産の査定)

### (参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成 10 年法律第 132 号)第 6 条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 2 条第 3 項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。))について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次とおり区分するものであります。

#### 1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

#### 2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

#### 3 要管理債権

要管理債権とは、3 カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

#### 4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記 1 から 3 までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

### 資産の査定額

債権の区分	平成 18 年 9 月 30 日	平成 19 年 9 月 30 日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6,868	6,770
危険債権	15,776	19,189
要管理債権	40,375	34,914
正常債権	2,409,241	2,481,997

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

## 3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更及び新たな発生はありません。

## 4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

## 5 【研究開発活動】

該当ありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

銀行業

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当行		安土支店	滋賀県蒲生郡 安土町	店舗	1,071.93	537.93	平成19年4月
		甲南支店	滋賀県甲賀市	店舗	1,322.34	518.53	平成19年8月

#### 2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

銀行業

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内 容	投資予定金額 (百万円)		資金 調達 方法	着手 年月	完了 予定 年月
						総額	既支払額			
当行		宇治支店	京都府宇治市	新設	店舗	189		自己資金	平成 19年6月	平成 20年1月
		しがぎん浜町 研修センター	滋賀県大津市	新設	研修所	2,293		自己資金	平成 19年12月	平成 20年12月
		その他			店舗等	226		自己資金	平成 19年7月	平成 19年12月
		本店他	滋賀県大津市他		事務機械	1,375	736	自己資金		

- (注) 1 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。  
 2 「その他」の主なものは店舗改修等であります。  
 3 「事務機械」は、平成20年3月までに順次設置予定であります。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

##### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	265,450,406	265,450,406	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	
計	265,450,406	265,450,406		

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

#### (3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

#### (4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日		265,450		33,076,966		23,942,402

## (5) 【大株主の状況】

平成 19 年 9 月 30 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関三丁目 7 番 3 号	11,651	4.38
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 6 号	9,475	3.56
株式会社 みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号	8,895	3.35
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー)サブ アカウ ント アメリカン クライアント (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHART LONDON E14 5NT UK (東京都中央区日本橋三丁目 11 番 1 号)	8,546	3.21
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号	6,199	2.33
滋賀銀行従業員持株会	滋賀県大津市浜町 1 番 38 号	6,013	2.26
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目 8 番 11 号	5,759	2.16
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目 13 番 1 号	5,626	2.11
中央三井信託銀行株式会社	東京都港区芝三丁目 33 番 1 号	5,521	2.07
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 1 号	5,461	2.05
計		73,149	27.55

(注) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は 5,759 千株であります。なお、その内訳は、信託口 3,983 千株、信託口 4 1,496 千株、退職給付信託(住友信託銀行再信託分・アサヒビール株式会社退職給付信託口) 280 千株であります。

## (6) 【議決権の状況】

### 【発行済株式】

平成 19 年 9 月 30 日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 (自己保有株式) 1,132,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 260,575,000	260,568	
単元未満株式	普通株式 3,743,406		一単元(1,000 株)未満の株式
発行済株式総数	265,450,406		
総株主の議決権		260,568	

(注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式 902 株が含まれております。

2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が 7 千株含まれております。  
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数 7 個は含んでおりません。

### 【自己株式等】

平成 19 年 9 月 30 日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社滋賀銀行	滋賀県大津市浜町 1 番 38 号	1,132,000		1,132,000	0.42
計		1,132,000		1,132,000	0.42

## 2 【株価の推移】

### 【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成 19 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
最高(円)	852	869	865	847	850	807
最低(円)	797	795	809	764	687	714

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

## 第5 【経理の状況】

1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成 11 年大蔵省令第 24 号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成 18 年 4 月 1 日 至平成 18 年 9 月 30 日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成 19 年 4 月 1 日 至平成 19 年 9 月 30 日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づいて作成しております。

2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成 18 年 4 月 1 日 至平成 18 年 9 月 30 日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成 19 年 4 月 1 日 至平成 19 年 9 月 30 日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 前中間連結会計期間(自平成 18 年 4 月 1 日 至平成 18 年 9 月 30 日)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(自平成 18 年 4 月 1 日 至平成 18 年 9 月 30 日)の中間財務諸表は証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づき、みずず監査法人及び山口監査法人の監査証明を、また、当中間連結会計期間(自平成 19 年 4 月 1 日 至平成 19 年 9 月 30 日)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(自平成 19 年 4 月 1 日 至平成 19 年 9 月 30 日)の中間財務諸表は金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

4 当行の会計監査人は次のとおり交代しております。

前中間連結会計期間の中間連結財務諸表及び前中間会計期間の中間財務諸表	みずず監査法人及び山口監査法人
当中間連結会計期間の中間連結財務諸表及び当中間会計期間の中間財務諸表	監査法人トーマツ

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成 18 年 9 月 30 日)		当中間連結会計期間末 (平成 19 年 9 月 30 日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成 19 年 3 月 31 日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		51,387	1.26	46,027	1.11	50,322	1.20
コールローン及び 買入手形		62,219	1.52	86,834	2.08	129,381	3.10
買入金銭債権		21,541	0.53	21,571	0.52	22,363	0.54
商品有価証券		721	0.02	1,493	0.04	1,012	0.02
金銭の信託		13,004	0.32	14,307	0.34	13,999	0.34
有価証券	1,2 9,15	1,373,363	33.67	1,379,568	33.10	1,355,021	32.42
貸出金	3,4 5,6 7,8 10	2,406,417	59.00	2,485,389	59.63	2,473,464	59.18
外国為替	8	4,890	0.12	5,702	0.14	8,460	0.20
その他資産	9	24,012	0.59	23,854	0.57	22,106	0.53
有形固定資産	11	77,610	1.90	74,420	1.79	76,255	1.82
無形固定資産	12,13	6,424	0.16	8,425	0.20	8,014	0.19
繰延税金資産		296	0.01	476	0.01	315	0.01
支払承諾見返	15	52,071	1.28	36,444	0.87	36,625	0.88
貸倒引当金		15,572	0.38	16,686	0.40	17,981	0.43
投資損失引当金		15	0.00	22	0.00	23	0.00
資産の部合計		4,078,373	100.00	4,167,808	100.00	4,179,335	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成 18 年 9 月 30 日)		当中間連結会計期間末 (平成 19 年 9 月 30 日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成 19 年 3 月 31 日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
<b>(負債の部)</b>							
預金	9	3,487,910	85.52	3,564,947	85.54	3,585,802	85.80
譲渡性預金		120,051	2.94	124,706	2.99	119,949	2.87
コールマネー及び 売渡手形		24,169	0.59	5,771	0.14	14,166	0.34
債券貸借取引受入 担保金	9	31,139	0.76	42,679	1.02	38,114	0.91
借入金	14	39,195	0.96	22,835	0.55	21,552	0.52
外国為替		104	0.00	95	0.00	63	0.00
その他負債	9	36,198	0.89	39,959	0.96	44,377	1.06
役員賞与引当金						35	0.00
退職給付引当金		6,346	0.16	7,456	0.18	6,846	0.16
役員退職慰労引当金				216	0.01	251	0.01
時効預金払戻引当金				707	0.02	418	0.01
利息返還損失引当金				135	0.00	40	0.00
その他の偶発損失 引当金				901	0.02		
繰延税金負債		14,328	0.35	19,809	0.48	14,743	0.35
再評価に係る 繰延税金負債	11	12,923	0.32	11,414	0.27	12,292	0.29
負ののれん		40	0.00	44	0.00	59	0.00
支払承諾	15	52,071	1.28	36,444	0.87	36,625	0.88
負債の部合計		3,824,480	93.77	3,878,126	93.05	3,895,338	93.20
<b>(純資産の部)</b>							
資本金		33,076	0.81	33,076	0.79	33,076	0.79
資本剰余金		23,964	0.59	23,968	0.58	23,966	0.57
利益剰余金		131,038	3.21	139,390	3.35	135,261	3.24
自己株式		526	0.01	689	0.02	604	0.01
株主資本合計		187,553	4.60	195,745	4.70	191,700	4.59
その他有価証券 評価差額金		50,667	1.24	60,631	1.45	57,635	1.38
繰延ヘッジ損益		219	0.01	2	0.00	7	0.00
土地再評価差額金	11	12,843	0.32	10,620	0.26	11,915	0.29
評価・換算 差額等合計		63,730	1.57	71,249	1.71	69,543	1.67
少数株主持分		2,607	0.06	22,686	0.54	22,753	0.54
純資産の部合計		253,892	6.23	289,682	6.95	283,997	6.80
負債及び純資産 の部合計		4,078,373	100.00	4,167,808	100.00	4,179,335	100.00

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)		当中間連結会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		47,864	100.00	51,836	100.00	96,635	100.00
資金運用収益		32,325		37,445		66,417	
(うち貸出金利息)		(21,422)		(25,308)		(44,727)	
(うち有価証券利息 配当金)		(10,551)		(11,516)		(20,906)	
役務取引等収益		7,019		7,214		14,116	
その他業務収益		5,237		4,777		12,029	
その他経常収益		3,282		2,399		4,072	
経常費用		39,439	82.40	42,369	81.74	80,573	83.38
資金調達費用		3,726		7,405		9,126	
(うち預金利息)		(1,942)		(5,408)		(5,376)	
役務取引等費用		1,809		1,913		3,562	
その他業務費用		6,840		5,824		14,606	
営業経費		23,507		24,380		46,044	
その他経常費用	1	3,555		2,845		7,233	
経常利益		8,425	17.60	9,466	18.26	16,061	16.62
特別利益	2	1,844	3.85	1,641	3.16	2,721	2.82
特別損失	3,4	2,309	4.82	2,050	3.95	3,383	3.50
税金等調整前 中間(当期)純利益		7,960	16.63	9,057	17.47	15,399	15.94
法人税、住民税 及び事業税		4,532	9.47	4,241	8.18	7,479	7.74
法人税等調整額		1,442	3.01	924	1.79	1,344	1.39
少数株主利益		119	0.25	264	0.51	424	0.44
中間(当期)純利益		4,751	9.92	3,626	6.99	8,839	9.15

**【中間連結株主資本等変動計算書】**  
前中間連結会計期間(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成 18 年 3 月 31 日残高(百万円)	33,076	23,962	126,089	470	182,659
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			793		793
役員賞与(注)			35		35
中間純利益			4,751		4,751
自己株式の取得				62	62
自己株式の処分		2		6	8
土地再評価差額金の取崩			1,026		1,026
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)		2	4,948	56	4,894
平成 18 年 9 月 30 日残高(百万円)	33,076	23,964	131,038	526	187,553

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成 18 年 3 月 31 日残高(百万円)	50,804		13,870	64,674	2,515	249,849
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)						793
役員賞与(注)						35
中間純利益						4,751
自己株式の取得						62
自己株式の処分						8
土地再評価差額金の取崩			1,026	1,026		
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	136	219		82	92	174
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	136	219	1,026	943	92	4,043
平成 18 年 9 月 30 日残高(百万円)	50,667	219	12,843	63,730	2,607	253,892

(注) 平成 18 年 6 月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間(自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成 19 年 3 月 31 日残高(百万円)	33,076	23,966	135,261	604	191,700
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			793		793
中間純利益			3,626		3,626
自己株式の取得				92	92
自己株式の処分		1		7	9
土地再評価差額金の取崩			1,294		1,294
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)		1	4,128	85	4,045
平成 19 年 9 月 30 日残高(百万円)	33,076	23,968	139,390	689	195,745

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成 19 年 3 月 31 日残高(百万円)	57,635	7	11,915	69,543	22,753	283,997
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)						793
中間純利益						3,626
自己株式の取得						92
自己株式の処分						9
土地再評価差額金の取崩						1,294
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	2,996	4	1,294	1,706	66	1,639
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	2,996	4	1,294	1,706	66	5,684
平成 19 年 9 月 30 日残高(百万円)	60,631	2	10,620	71,249	22,686	289,682

(注) 平成 19 年 6 月の定時株主総会における決議項目であります。

前連結会計年度(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成 18 年 3 月 31 日残高(百万円)	33,076	23,962	126,089	470	182,659
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)			793		793
剰余金の配当			793		793
役員賞与(注)			35		35
当期純利益			8,839		8,839
自己株式の取得				145	145
自己株式の処分		3		11	15
土地再評価差額金の取崩			1,954		1,954
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)		3	9,172	134	9,041
平成 19 年 3 月 31 日残高(百万円)	33,076	23,966	135,261	604	191,700

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成 18 年 3 月 31 日残高(百万円)	50,804		13,870	64,674	2,515	249,849
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当(注)						793
剰余金の配当						793
役員賞与(注)						35
当期純利益						8,839
自己株式の取得						145
自己株式の処分						15
土地再評価差額金の取崩						1,954
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	6,831	7	1,954	4,868	20,237	25,106
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	6,831	7	1,954	4,868	20,237	34,148
平成 19 年 3 月 31 日残高(百万円)	57,635	7	11,915	69,543	22,753	283,997

(注) 平成 18 年 6 月の定時株主総会における利益処分項目であります。

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前 中間(当期)純利益		7,960	9,057	15,399
減価償却費		4,451	4,424	8,868
減損損失		2,261	1,991	3,313
のれん償却額		18		37
負ののれん償却額			14	
貸倒引当金の増加額		2,249	1,295	159
投資損失引当金の増加額		13	0	5
その他の偶発損失引当金の 増加額			901	
退職給付引当金の増加額		1,732	609	1,233
役員退職慰労引当金の増加額			34	251
時効預金払戻引当金の増加額			288	418
利息返還損失引当金の増加額			95	40
資金運用収益		32,325	37,445	66,417
資金調達費用		3,726	7,405	9,126
有価証券関係損益( )		2,010	842	2,054
金銭の信託の運用損益( )		20	316	46
為替差損益( )		1	3	1
固定資産処分損益( )		47	58	1,511
貸出金の純増( )減		27,467	11,925	94,514
預金の純増減( )		14,191	20,854	83,699
譲渡性預金の純増減( )		2,125	4,757	2,228
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減( )		808	1,282	1,165
預け金(日銀預け金を除く)の純増( )減		1,545	112	1,236
コールローン等の純増( )減		26,040	43,338	94,023
コールマネー等の純増減( )		20,410	8,394	10,406
債券貸借取引受入担保金の純増減( )		9,049	4,565	2,074
外国為替(資産)の純増( )減		381	2,758	3,188
外国為替(負債)の純増減( )		11	32	29
資金運用による収入		31,124	36,373	65,304
資金調達による支出		2,640	5,474	6,651
その他		672	1,094	2,301
小計		47,750	30,362	72,251
法人税等の支払額		3,750	5,322	5,848
営業活動による キャッシュ・フロー		51,500	25,039	78,100

		前中間連結会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		172,114	159,168	333,142
有価証券の売却による収入		135,821	93,945	273,764
有価証券の償還による収入		92,650	42,650	147,490
金銭の信託の増加による支出			7	1,005
金銭の信託の減少による収入		800	4	802
有形固定資産の取得による 支出		5,660	4,426	11,989
有形固定資産の売却による 収入		0	178	2,300
無形固定資産の取得による 支出		1,538	1,215	4,015
投資活動による キャッシュ・フロー		49,958	28,039	74,206
財務活動による キャッシュ・フロー				
劣後特約付借入金の返済による 支出				18,000
少数株主からの払込による収入				20,000
配当金支払額		793	793	1,587
少数株主への配当金支払額		2	302	156
自己株式の取得による支出		62	92	145
自己株式の売却による収入		8	9	15
財務活動による キャッシュ・フロー		850	1,179	125
現金及び現金同等物に係る 換算差額		1	3	1
現金及び現金同等物の 増減( )額		2,391	4,182	3,766
現金及び現金同等物の 期首残高		52,186	48,420	52,186
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		49,794	44,237	48,420

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	前連結会計年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 14 社                      主要な会社名                      しがぎんビジネスサー                      ビス株式会社                      株式会社滋賀ディーシ                      ーカード                      しがぎんリース・キャ                      ピタル株式会社</p> <p>(2) 非連結子会社                      会社名                      滋賀ベンチャー 2 号投                      資事業有限責任組合                      滋賀ベンチャー 3 号投                      資事業有限責任組合                      滋賀ベンチャー 4 号投                      資事業有限責任組合                      非連結子会社は、そ                      の資産、経常収益、中                      間純損益(持分に見合                      う額)、利益剰余金(持                      分に見合う額)及び繰                      延ヘッジ損益(持分                      に見合う額)等から                      みて、連結の範囲                      から除いても企業集                      団の財政状態及び                      経営成績に関する                      合理的な判断を妨                      げない程度に重要                      性が乏しいため、                      連結の範囲から                      除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 12 社                      主要な会社名                      しがぎんビジネスサー                      ビス株式会社                      株式会社滋賀ディーシ                      ーカード                      しがぎんリース・キャ                      ピタル株式会社</p> <p>なお、連結子会社滋                      賀 柏原代理店株式                      会社、同滋賀余呉代                      理店株式会社、同滋                      賀 朽木代理店株式                      会社、同滋賀西浅                      井代理店株式会                      社は、平成 19 年 4                      月 1 日付で、滋賀                      柏原代理店株式                      会社を存続会社                      として合併し、し                      がぎん代理店株式                      会社となりました。</p> <p>(2) 非連結子会社                      会社名                      滋賀ベンチャー 2 号投                      資事業有限責任組合                      滋賀ベンチャー 3 号投                      資事業有限責任組合                      滋賀ベンチャー 4 号投                      資事業有限責任組合                      非連結子会社は、そ                      の資産、経常収益、                      中間純損益(持分                      に見合う額)及び利                      益剰余金(持分                      に見合う額)等から                      みて、連結の範囲                      から除いても企業                      集団の財政状態                      及び経営成績に                      関する合理的な                      判断を妨げない                      程度に重要性が                      乏しいため、連                      結の範囲から                      除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 15 社                      主要な会社名                      しがぎんビジネスサー                      ビス株式会社                      株式会社滋賀ディーシ                      ーカード                      しがぎんリース・キャ                      ピタル株式会社</p> <p>なお、Shiga Preferred                      Capital Cayman                      Limited は、設立                      により、当連結                      会計年度から                      連結の範囲に                      含めており                      ます。</p> <p>(2) 非連結子会社                      会社名                      滋賀ベンチャー 2 号投                      資事業有限責任組合                      滋賀ベンチャー 3 号投                      資事業有限責任組合                      滋賀ベンチャー 4 号投                      資事業有限責任組合                      非連結子会社は、そ                      の資産、経常収益、                      当期純損益(持                      分に見合う額)、                      利益剰余金(持                      分に見合う額)及                      び繰延ヘッジ損                      益(持分に見合                      う額)等からみて、                      連結の範囲から                      除いても企業集                      団の財政状態                      及び経営成績に                      関する合理的な                      判断を妨げない                      程度に重要性                      が乏しいため、                      連結の範囲                      から除外                      しております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子                      会社                      該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社                      該当ありません。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子                      会社                      同 左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社                      同 左</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子                      会社                      同 左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社                      同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	前連結会計年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
	<p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 会社名 滋賀ベンチャー 2 号投資事業有限責任組合 滋賀ベンチャー 3 号投資事業有限責任組合 滋賀ベンチャー 4 号投資事業有限責任組合 持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>	<p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 会社名 滋賀ベンチャー 2 号投資事業有限責任組合 滋賀ベンチャー 3 号投資事業有限責任組合 滋賀ベンチャー 4 号投資事業有限責任組合 持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 同 左</p>	<p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 会社名 滋賀ベンチャー 2 号投資事業有限責任組合 滋賀ベンチャー 3 号投資事業有限責任組合 滋賀ベンチャー 4 号投資事業有限責任組合 持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 同 左</p>
3 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9 月末日 14 社	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9 月末日 12 社	連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3 月末日 15 社
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 当行の保有する商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 同 左</p>	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	前連結会計年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
	<p>(ロ)当行の保有する有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p> <p>連結子会社の保有する金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は上記(イ)と同じ方法により行っております。</p> <p>(ハ)当行の保有する「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記(イ)と同じ方法により行っております。</p>	<p>(ロ) 同 左</p> <p>(ハ) 同 左</p>	<p>(ロ) 同 左</p> <p>(ハ) 同 左</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 当行のデリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左</p>
	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～50年 動産 3年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～50年 動産 3年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～50年 動産 3年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	前連結会計年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
	<p>無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(会計方針の変更) 平成 19 年度税制改正に伴い、平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ 123 百万円減少しております。</p> <p>(追加情報) 当中間連結会計期間より、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を 5 年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>無形固定資産 同 左</p>	<p>無形固定資産 同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	前連結会計年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	前連結会計年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 27,116 百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 20,363 百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 21,332 百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>
			<p>(7) 役員賞与引当金の計上基準</p> <p>役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理していましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第 4 号平成 17 年 11 月 29 日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は 35 百万円増加し、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	前連結会計年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務</p> <p>その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として 10 年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異</p> <p>各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として 10 年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務</p> <p>その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として 10 年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異</p> <p>各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として 10 年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p>
		<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>役員退職慰労金は、従来支出時の費用として処理しておりましたが、前連結会計年度の下期より「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(平成 19 年 4 月 13 日改正日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第 42 号。以下「監査・保証実務委員会報告第 42 号」という。)を適用し、内規に基づいて発生していると認められる要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。</p>	<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職金の支払いに備えるため、年度末要支給額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>役員退職慰労金は、従来支出時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(平成 19 年 4 月 13 日改正日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第 42 号。以下「監査・保証実務委員会報告第 42 号」という。)を適用し、当連結会計年度からは、内規に基づく年度末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は 251 百万円増加し、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	前連結会計年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
		<p>前中間連結会計期間において、当中間連結会計期間と同一の方法を採用した場合は、前中間連結会計期間の営業経費は 213 百万円増加し、経常利益及び税金等調整前中間純利益は同額減少いたします。</p>	
		<p>(9) 時効預金払戻引当金の計上基準                      時効預金払戻引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った時効預金の払戻請求に備えるため必要と認められる額を計上しております。                      (追加情報)                      一定の要件を満たす睡眠預金については、従来時効預金として負債計上を中止するとともに利益計上を行い、預金者からの払戻請求時に費用として処理しておりましたが、前連結会計年度の下期より「監査・保証実務委員会報告第 42 号」を適用し、過去の支払実績等を勘案して必要と認められた額を時効預金払戻引当金として計上する方法に変更しております。                      前中間連結会計期間において、当中間連結会計期間と同一の方法を採用した場合は、前中間連結会計期間のその他経常費用は 315 百万円増加し、経常利益及び税金等調整前中間純利益は同額減少いたします。</p>	<p>(10) 時効預金払戻引当金の計上基準                      時効預金払戻引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った時効預金の払戻請求に備えるため必要と認められた額を計上しております。                      (会計方針の変更)                      一定の要件を満たす睡眠預金については、従来時効預金として負債計上を中止するとともに利益計上を行い、預金者からの払戻請求時に費用として処理しておりましたが、「監査・保証実務委員会報告第 42 号」を適用し、当連結会計年度からは、過去の支払実績等を勘案して必要と認められた額を時効預金払戻引当金として計上する方法に変更しております。これにより、従来の方法に比べその他の経常費用は 418 百万円増加し、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	前連結会計年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
		<p>(10) 利息返還損失引当金の計上基準 利息返還損失引当金は、債務者からの利息返還請求に備えるため必要と認められる額を計上しております。 (追加情報) 利息の返還については、従来債務者からの返還請求時に費用として処理しておりましたが、前連結会計年度の下期より「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」(平成 18 年 10 月 13 日日本公認会計士協会業種別委員会報告第 37 号)を適用し、過去の返還実績等を勘案して、将来の返還に必要と認められた額を利息返還損失引当金として計上しております。 前中間連結会計期間において、当中間連結会計期間と同一の方法を採用した場合の前中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(11) 利息返還損失引当金の計上基準 利息返還損失引当金は、債務者からの利息返還請求に備えるため、当連結会計年度に必要と認められた額を計上しております。 (会計方針の変更) 利息の返還については、従来債務者からの返還請求時に費用として処理しておりましたが、「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」(平成 18 年 10 月 13 日日本公認会計士協会業種別委員会報告第 37 号)を適用し、当連結会計年度からは、過去の返還実績等を勘案して、将来の返還に必要と認められた額を利息返還損失引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は 40 百万円増加し、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。</p>
		<p>(11) その他の偶発損失引当金の計上基準 当行のその他の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>	
	<p>(8) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>(12) 外貨建資産・負債の換算基準 同 左</p>	<p>(12) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
	<p>(9) リース取引の処理方法 当行並びに連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によりしております。</p>	<p>(13) リース取引の処理方法 同 左</p>	<p>(13) リース取引の処理方法 同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	前連結会計年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
	<p>(10)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p>	<p>(14)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 同 左</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>	<p>(14)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 同 左</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	前連結会計年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
	<p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> <p>なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>		
	<p>(11)消費税等の会計処理 当行並びに連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>(15)消費税等の会計処理 同 左</p>	<p>(15)消費税等の会計処理 当行並びに連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。</p>
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>	<p>同 左</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	前連結会計年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号平成 17 年 12 月 9 日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号平成 17 年 12 月 9 日)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は 251,065 百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成 19 年 6 月 15 日付及び同 7 月 4 日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び当中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号平成 17 年 12 月 9 日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号平成 17 年 12 月 9 日)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は 261,251 百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)
<p>「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 60 号平成 18 年 4 月 28 日)により改正され、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する連結事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(5) 負債の部に掲記していた「連結調整勘定」は、「負ののれん」として表示しております。</p> <p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>連結調整勘定償却は、従来、「経常費用」中「その他経常費用」で処理しておりましたが、当中間連結会計期間からは無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>(1) 「連結調整勘定償却額」は「のれん償却額」に含めて表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産処分損益( )」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益( )」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>	

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成 18 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間末 (平成 19 年 9 月 30 日)	前連結会計年度末 (平成 19 年 3 月 31 日)
<p>1 有価証券には、非連結子会社の出資金 1,453 百万円を含んでおります。</p> <p>2 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の社債に 1 百万円含まれております。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,427 百万円、延滞債権額は 21,193 百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 2,115 百万円であります。</p> <p>なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 有価証券には、非連結子会社の出資金 967 百万円を含んでおります。</p> <p>2 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の社債に 1 百万円含まれております。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,616 百万円、延滞債権額は 24,367 百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 1,983 百万円であります。</p> <p>なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 有価証券には、非連結子会社の出資金 1,386 百万円を含んでおります。</p> <p>2 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の社債に 1 百万円含まれております。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は 2,015 百万円、延滞債権額は 22,785 百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 1,646 百万円であります。</p> <p>なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成 18 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間末 (平成 19 年 9 月 30 日)	前連結会計年度末 (平成 19 年 3 月 31 日)
<p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 38,333 百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 63,069 百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 貸出債権証券化(以下「CLO」という。なお、CLOは Collateralized Loan Obligation の略)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間連結会計期間末残高は 16,230 百万円であります。なお、当行はCLOの劣後受益権 2,811 百万円を継続保有し、「貸出金」中の証書貸付に計上しております。</p> <p>8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 36,323 百万円であります。</p>	<p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 32,996 百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 60,964 百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 貸出債権証券化(以下「CLO」という。なお、CLOは Collateralized Loan Obligation の略)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間連結会計期間末残高は 14,118 百万円であります。なお、当行はCLOの劣後受益権 2,435 百万円を継続保有し、「貸出金」中の証書貸付に計上しております。</p> <p>8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 31,518 百万円であります。</p>	<p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 34,613 百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 61,060 百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 貸出債権証券化(以下「CLO」という。なお、CLOは Collateralized Loan Obligation の略)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間連結会計年度末残高は 16,117 百万円であります。なお、当行はCLOの劣後受益権 2,723 百万円を継続保有し、「貸出金」中の証書貸付に計上しております。</p> <p>8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 36,704 百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成 18 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間末 (平成 19 年 9 月 30 日)	前連結会計年度末 (平成 19 年 3 月 31 日)
<p>9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 136,841 百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 2,603 百万円</p> <p>債券貸借取引 受入担保金 31,139 百万円</p> <p>その他負債 (運用受託金) 60 百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 61,543 百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は 955 百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p> <p>10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、845,311 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 837,534 百万円あります。</p>	<p>9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 147,163 百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 2,467 百万円</p> <p>債券貸借取引 受入担保金 42,679 百万円</p> <p>その他負債 (運用受託金) 60 百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 66,792 百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は 933 百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p> <p>10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、851,046 百万円あります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 835,948 百万円あります。</p>	<p>9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 142,361 百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 8,227 百万円</p> <p>債券貸借取引 受入担保金 38,114 百万円</p> <p>その他負債 (運用受託金) 60 百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 61,541 百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は 929 百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p> <p>10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、836,571 百万円あります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 819,587 百万円あります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成 18 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間末 (平成 19 年 9 月 30 日)	前連結会計年度末 (平成 19 年 3 月 31 日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11 土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 3 号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11 同 左</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11 土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 3 号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 19,530 百万円</p>

前中間連結会計期間末 (平成 18 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間末 (平成 19 年 9 月 30 日)	前連結会計年度末 (平成 19 年 3 月 31 日)
12 有形固定資産の減価償却累計額 75,116 百万円	12 有形固定資産の減価償却累計額 75,710 百万円	12 有形固定資産の減価償却累計額 74,176 百万円
13 有形固定資産の圧縮記帳額 4,168 百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 百万円)	13 有形固定資産の圧縮記帳額 4,144 百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 百万円)	13 有形固定資産の圧縮記帳額 4,144 百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 百万円)
14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 32,000 百万円が含まれております。	14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 14,000 百万円が含まれております。	14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 14,000 百万円が含まれております。
	15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する保証債務の額は 9,777 百万円であります。 (追加情報) 当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 38 号平成 19 年 4 月 17 日)により改正されたことに伴い相殺しております。 前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ 13,923 百万円減少いたします。	15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する保証債務の額は、10,567 百万円であります。 (会計方針の変更) 当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 38 号平成 19 年 4 月 17 日)により改正され、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。 これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ 10,567 百万円減少しております。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	前連結会計年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
<p>1 その他経常費用には、貸出金償却 2,664 百万円及び株式等償却 67 百万円を含んでおります。</p> <p>2 特別利益は、償却債権取立益 399 百万円、貸倒引当金等戻入益 1,445 百万円であります。</p> <p>3 特別損失は、固定資産処分損 47 百万円、減損損失 2,261 百万円であります。</p> <p>4 当中間連結会計期間において、当行は以下の資産について減損損失を計上しております。 なお、連結子会社の資産のグルーピングについては、全社をひとつの単位とし減損の兆候を判定しておりますが、減損損失の計上はありません。</p> <p>(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>(イ)滋賀県内 主な用途 営業用資産 2 カ所 種類 土地・建物・動産 減損損失額 85 百万円</p> <p>(ロ)滋賀県外 主な用途 営業用資産 1 カ所 種類 土地・建物・動産 減損損失額 2,176 百万円 上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	<p>1 その他経常費用には、貸出金償却 717 百万円及び株式等償却 216 百万円を含んでおります。</p> <p>2 特別利益は、償却債権取立益 787 百万円、貸倒引当金等戻入益 854 百万円であります。</p> <p>3 特別損失は、固定資産処分損 58 百万円、減損損失 1,991 百万円であります。</p> <p>4 当中間連結会計期間において、当行は以下の資産について減損損失を計上しております。 なお、連結子会社の資産のグルーピングについては、全社をひとつの単位として減損の兆候を判定しておりますが、減損損失の計上はありません。</p> <p>(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>(イ)滋賀県内 主な用途 営業用資産 1 カ所 種類 動産 減損損失額 7 百万円</p> <p>(ロ)滋賀県外 主な用途 営業用資産 2 カ所 種類 土地・建物・動産 減損損失額 1,984 百万円 上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	<p>1 その他の経常費用には、貸出金償却 3,343 百万円、株式等償却 99 百万円を含んでおります。</p> <p>2 特別利益は、固定資産処分益 1,581 百万円、償却債権取立益 1,139 百万円であります。</p> <p>3 特別損失は、固定資産処分損 69 百万円、減損損失 3,313 百万円であります。</p> <p>4 当連結会計年度において、当行は以下の資産について減損損失を計上しております。 なお、連結子会社の資産のグルーピングについては、全社をひとつの単位として減損の兆候を判定しておりますが、減損損失の計上はありません。</p> <p>(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>(イ)滋賀県内 主な用途 営業用資産 2 カ所 種類 土地・建物・動産 減損損失額 85 百万円</p> <p>(ロ)滋賀県内 主な用途 共用資産 1 カ所 種類 土地・建物・動産 減損損失額 1,051 百万円</p> <p>(ハ)滋賀県外 主な用途 営業用資産 1 カ所 種類 土地・建物・動産 減損損失額 2,176 百万円 上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	前連結会計年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
<p>(資産グループの概要及びグルーピングの方法)</p> <p>(イ)資産グループの概要</p> <p>遊休資産</p> <p>店舗・社宅跡地等</p> <p>営業用資産</p> <p>営業の用に供する資産</p> <p>共用資産</p> <p>銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等)</p> <p>(ロ)グルーピングの方法</p> <p>遊休資産</p> <p>各々が独立した資産としてグルーピング</p> <p>営業用資産</p> <p>原則、営業店単位</p> <p>ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング</p> <p>共用資産</p> <p>銀行全体を一体としてグルーピング</p> <p>(回収可能価額)</p> <p>当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。</p>	<p>(資産グループの概要及びグルーピングの方法)</p> <p>(イ)資産グループの概要</p> <p>遊休資産</p> <p>店舗・社宅跡地等</p> <p>営業用資産</p> <p>営業の用に供する資産</p> <p>共用資産</p> <p>銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等)</p> <p>(ロ)グルーピングの方法</p> <p>遊休資産</p> <p>各々が独立した資産としてグルーピング</p> <p>営業用資産</p> <p>原則、営業店単位</p> <p>ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング</p> <p>共用資産</p> <p>銀行全体を一体としてグルーピング</p> <p>(回収可能価額)</p> <p>当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。</p>	<p>(資産グループの概要及びグルーピングの方法)</p> <p>(イ)資産グループの概要</p> <p>遊休資産</p> <p>店舗・社宅跡地等</p> <p>営業用資産</p> <p>営業の用に供する資産</p> <p>共用資産</p> <p>銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等)</p> <p>(ロ)グルーピングの方法</p> <p>遊休資産</p> <p>各々が独立した資産としてグルーピング</p> <p>営業用資産</p> <p>原則、営業店単位</p> <p>ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング</p> <p>共用資産</p> <p>銀行全体を一体としてグルーピング</p> <p>(回収可能価額)</p> <p>当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。</p>

## (中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計 年度末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘 要
発行済株式					
普通株式	265,450			265,450	
合 計	265,450			265,450	
自己株式					
普通株式	864	80	11	933	(注)
合 計	864	80	11	933	

(注) 当中間連結会計期間中の増加は単元未満株式の買取りによる増加、当中間連結会計期間中の減少は単元未満株式の買増請求による減少であります。

## 2. 配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり の金額(円)	基準日	効力発生日
平成 18 年 6 月 27 日 定時株主総会	普通株式	793	3	平成 18 年 3 月 31 日	平成 18 年 6 月 28 日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり の金額(円)	基準日	効力発生日
平成 18 年 11 月 17 日 取締役会	普通株式	793	その他利益 剰余金	3	平成 18 年 9 月 30 日	平成 18 年 12 月 8 日

当中間連結会計期間(自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計 年度末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘 要
発行済株式					
普通株式	265,450			265,450	
合 計	265,450			265,450	
自己株式					
普通株式	1,030	114	11	1,132	(注)
合 計	1,030	114	11	1,132	

(注) 当中間連結会計期間中の増加は単元未満株式の買取りによる増加、当中間連結会計期間中の減少は単元未満株式の買増請求による減少であります。

## 2. 配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり の金額(円)	基準日	効力発生日
平成 19 年 6 月 26 日 定時株主総会	普通株式	793	3	平成 19 年 3 月 31 日	平成 19 年 6 月 27 日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり の金額(円)	基準日	効力発生日
平成 19 年 11 月 15 日 取締役会	普通株式	792	その他利益 剰余金	3	平成 19 年 9 月 30 日	平成 19 年 12 月 10 日

前連結会計年度(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計 年度末株式数 (千株)	当連結会計 年度増加株式数 (千株)	当連結会計 年度減少株式数 (千株)	当連結会計 年度末株式数 (千株)	摘 要
発行済株式					
普通株式	265,450			265,450	
合 計	265,450			265,450	
自己株式					
普通株式	864	185	19	1,030	(注)
合 計	864	185	19	1,030	

(注) 当連結会計年度中の増加は単元未満株式の買取りによる増加、当連結会計年度中の減少は単元未満株式の買増請求による減少であります。

2. 配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり の金額(円)	基準日	効力発生日
平成 18 年 6 月 27 日 定時株主総会	普通株式	793	3	平成 18 年 3 月 31 日	平成 18 年 6 月 28 日
平成 18 年 11 月 17 日 取締役会	普通株式	793	3	平成 18 年 9 月 30 日	平成 18 年 12 月 8 日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり の金額(円)	基準日	効力発生日
平成 19 年 6 月 26 日 定時株主総会	普通株式	793	その他利益 剰余金	3	平成 19 年 3 月 31 日	平成 19 年 6 月 27 日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	前連結会計年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成 18 年 9 月 30 日現在 現金預け金勘定 51,387 百万円 定期預け金 1,000 百万円 その他預け金 592 百万円 現金及び現金同等物 49,794 百万円	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成 19 年 9 月 30 日現在 現金預け金勘定 46,027 百万円 定期預け金 1,288 百万円 その他預け金 501 百万円 現金及び現金同等物 44,237 百万円	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成 19 年 3 月 31 日現在 現金預け金勘定 50,322 百万円 定期預け金 1,472 百万円 その他預け金 429 百万円 現金及び現金同等物 48,420 百万円

## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	前連結会計年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
借主側	借主側	借主側
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額
取得価額相当額(注)	取得価額相当額(注)	取得価額相当額(注)
動産 38 百万円	動産 60 百万円	動産 55 百万円
その他 百万円	その他 百万円	その他 百万円
合計 38 百万円	合計 60 百万円	合計 55 百万円
減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額
動産 13 百万円	動産 22 百万円	動産 17 百万円
その他 百万円	その他 百万円	その他 百万円
合計 13 百万円	合計 22 百万円	合計 17 百万円
減損損失累計額相当額	減損損失累計額相当額	減損損失累計額相当額
動産 百万円	動産 百万円	動産 百万円
その他 百万円	その他 百万円	その他 百万円
合計 百万円	合計 百万円	合計 百万円
中間連結会計期間末残高相当額	中間連結会計期間末残高相当額	年度末残高相当額
動産 24 百万円	動産 37 百万円	動産 37 百万円
その他 百万円	その他 百万円	その他 百万円
合計 24 百万円	合計 37 百万円	合計 37 百万円
(2) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額(注)	(2) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額(注)	(2) 未経過リース料年度末残高相当額(注)
1 年内 5 百万円	1 年内 8 百万円	1 年内 6 百万円
1 年超 19 百万円	1 年超 29 百万円	1 年超 30 百万円
合計 24 百万円	合計 37 百万円	合計 37 百万円
(3) リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高	リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高	リース資産減損勘定年度末残高
百万円	百万円	百万円
(4) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失	(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失	(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失
支払リース料 2 百万円	支払リース料 4 百万円	支払リース料 6 百万円
リース資産減損勘定の取崩額 百万円	リース資産減損勘定の取崩額 百万円	リース資産減損勘定の取崩額 百万円
減価償却費相当額 2 百万円	減価償却費相当額 4 百万円	減価償却費相当額 6 百万円
減損損失 百万円	減損損失 百万円	減損損失 百万円

<p>前中間連結会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)</p>
<p>(5) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によ っております。</p> <p>(注) 取得価額相当額及び未経過リース 料中間連結会計期間末残高相当額 は、未経過リース料中間連結会計期 間末残高が有形固定資産の中間連結 会計期間末残高等に占める割合が低 いため、支払利子込み法によってお ります。</p>	<p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同 左</p> <p>(注) 取得価額相当額及び未経過リース 料中間連結会計期間末残高相当額 は、未経過リース料中間連結会計期 間末残高が有形固定資産の中間連結 会計期間末残高等に占める割合が低 いため、支払利子込み法によってお ります。</p>	<p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同 左</p> <p>(注) 取得価額相当額及び未経過リース 料年度末残高相当額は、未経過リー ス料年度末残高が有形固定資産の年 度末残高等に占める割合が低いた め、支払利子込み法によってお ります。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	前連結会計年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
貸主側	貸主側	貸主側
(1) リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び中間連結会計期間末残高	(1) リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び中間連結会計期間末残高	(1) リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び年度末残高
取得価額	取得価額	取得価額
機械及び装置 13,423 百万円	機械及び装置 11,082 百万円	機械及び装置 10,932 百万円
工具、器具及び備品 10,938 百万円	工具、器具及び備品 11,161 百万円	工具、器具及び備品 11,093 百万円
その他 5,736 百万円	その他 6,060 百万円	その他 5,982 百万円
合計 30,098 百万円	合計 28,304 百万円	合計 28,009 百万円
減価償却累計額	減価償却累計額	減価償却累計額
機械及び装置 5,594 百万円	機械及び装置 4,595 百万円	機械及び装置 4,647 百万円
工具、器具及び備品 5,357 百万円	工具、器具及び備品 5,232 百万円	工具、器具及び備品 5,325 百万円
その他 2,621 百万円	その他 2,925 百万円	その他 2,849 百万円
合計 13,574 百万円	合計 12,754 百万円	合計 12,821 百万円
減損損失累計額	減損損失累計額	減損損失累計額
機械及び装置 百万円	機械及び装置 百万円	機械及び装置 百万円
工具、器具及び備品 百万円	工具、器具及び備品 百万円	工具、器具及び備品 百万円
その他 百万円	その他 百万円	その他 百万円
合計 百万円	合計 百万円	合計 百万円
中間連結会計期間末残高	中間連結会計期間末残高	年度末残高
機械及び装置 7,828 百万円	機械及び装置 6,486 百万円	機械及び装置 6,284 百万円
工具、器具及び備品 5,581 百万円	工具、器具及び備品 5,929 百万円	工具、器具及び備品 5,768 百万円
その他 3,114 百万円	その他 3,134 百万円	その他 3,133 百万円
合計 16,524 百万円	合計 15,550 百万円	合計 15,187 百万円
(2) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額	(2) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額	(2) 未経過リース料年度末残高相当額
1 年内 4,818 百万円	1 年内 4,819 百万円	1 年内 4,698 百万円
1 年超 12,405 百万円	1 年超 11,341 百万円	1 年超 11,064 百万円
合計 17,223 百万円	合計 16,161 百万円	合計 15,762 百万円
(3) 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額	(3) 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額	(3) 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額
受取リース料 3,092 百万円	受取リース料 3,097 百万円	受取リース料 6,178 百万円
減価償却費 2,596 百万円	減価償却費 2,593 百万円	減価償却費 5,196 百万円
受取利息相当額 404 百万円	受取利息相当額 400 百万円	受取利息相当額 798 百万円
(4) 利息相当額の算定方法	(4) 利息相当額の算定方法	(4) 利息相当額の算定方法
リース料総額と見積残存価額の合計額からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	同 左	リース料総額と見積残存価額の合計額からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。
	2. オペレーティング・リース取引 借主側 未経過リース料	
	1 年内 1 百万円	
	1 年超 6 百万円	
	合計 7 百万円	

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

ただし、該当するものはありません。

- 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成 18 年 9 月 30 日現在)

該当ありません。

- 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成 18 年 9 月 30 日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	98,163	199,566	101,403
債券	779,719	772,587	7,131
国債	408,920	403,521	5,399
地方債	131,608	131,054	553
社債	239,190	238,011	1,178
その他	384,134	375,184	8,949
合計	1,262,016	1,347,338	85,321

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

- 3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成 18 年 9 月 30 日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
その他有価証券	
非上場株式	3,464
公募債以外の内国非上場債券	14,829

当中間連結会計期間末

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。  
ただし、該当するものはありません。

- 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成 19 年 9 月 30 日現在)  
該当ありません。
- 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成 19 年 9 月 30 日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	97,568	214,364	116,795
債券	751,044	743,854	7,189
国債	356,434	350,633	5,800
地方債	160,161	159,370	791
社債	234,448	233,850	597
その他	414,111	402,678	11,433
合計	1,262,724	1,360,896	98,172

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

- 3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成 19 年 9 月 30 日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
その他有価証券	
非上場株式	3,390
公募債以外の内国非上場債券	10,112

前連結会計年度

- 1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」ならびに「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。  
ただし、該当するものではありません。

1 売買目的有価証券(平成 19 年 3 月 31 日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	17,326	394

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成 19 年 3 月 31 日現在)

該当ありません。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成 19 年 3 月 31 日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	97,755	205,917	108,162	108,602	439
債券	757,418	750,035	7,382	1,424	8,806
国債	405,791	399,568	6,223	262	6,485
地方債	126,643	126,027	615	360	975
社債	224,982	224,439	543	801	1,345
その他	385,945	377,273	8,672	741	9,413
合計	1,241,119	1,333,227	92,107	110,767	18,659

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
- 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)  
該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	246,612	4,249	1,265

6 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成 19 年 3 月 31 日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
その他有価証券	
非上場株式	3,515
公募債以外の内国非上場債券	10,943

7 保有目的を変更した有価証券  
該当ありません。

8 その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額(平成 19 年 3 月 31 日現在)

	1 年以内(百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 10 年以内 (百万円)	10 年超(百万円)
債券	91,478	360,342	247,859	61,299
国債	47,431	160,417	150,387	41,331
地方債	8,777	48,729	68,520	
社債	35,269	151,195	28,951	19,967
その他	1,089	120,416	154,089	46,515
合計	92,567	480,759	401,948	107,814

なお、満期保有目的の債券はありません。

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成 18 年 9 月 30 日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成 18 年 9 月 30 日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	3,010	3,004	5

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成 19 年 9 月 30 日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成 19 年 9 月 30 日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	3,016	3,010	6

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成 19 年 3 月 31 日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	10,993	

2 満期保有目的の金銭の信託(平成 19 年 3 月 31 日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成 19 年 3 月 31 日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭 の信託	3,013	3,005	7		7

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成 18 年 9 月 30 日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	85,316
その他有価証券	85,321
その他の金銭の信託	5
( )繰延税金負債	34,498
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	50,818
( )少数株主持分相当額	150
その他有価証券評価差額金	50,667

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成 19 年 9 月 30 日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	98,165
その他有価証券	98,172
その他の金銭の信託	6
( )繰延税金負債	37,418
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	60,747
( )少数株主持分相当額	115
その他有価証券評価差額金	60,631

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成 19 年 3 月 31 日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	92,100
その他有価証券	92,107
その他の金銭の信託	7
( )繰延税金負債	34,320
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	57,779
( )少数株主持分相当額	143
その他有価証券評価差額金	57,635

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成 18 年 9 月 30 日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物 金利オプション			
店頭	金利先渡契約 金利スワップ 金利オプション その他			
	合計			

(注) 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成 18 年 9 月 30 日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物 通貨オプション			
店頭	通貨スワップ	179,847	6,303	6,303
	為替予約	6,937	8	8
	通貨オプション	2,869	1	1
	その他			
	合計		6,293	6,293

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号)等に基づきヘッジ会計を適用している資金関連スワップ取引については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成 18 年 9 月 30 日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成 18 年 9 月 30 日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成 18 年 9 月 30 日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成 18 年 9 月 30 日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成 19 年 9 月 30 日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物 金利オプション			
店頭	金利先渡契約 金利スワップ 金利オプション その他			
	合計			

(注) 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成 19 年 9 月 30 日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物 通貨オプション			
店頭	通貨スワップ	236,083	2,743	2,743
	為替予約	13,114	45	45
	通貨オプション	10,571		10
	その他			
	合計		2,697	2,686

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号)等に基づきヘッジ会計を適用している資金関連スワップ取引については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成 19 年 9 月 30 日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成 19 年 9 月 30 日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成 19 年 9 月 30 日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成 19 年 9 月 30 日現在)

該当ありません。

前連結会計年度

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行が利用しているデリバティブの種類は、以下のとおりであります。

金利関連取引	金利スワップ取引
通貨関連取引	通貨スワップ取引、通貨オプション取引、為替予約取引
有価証券関連取引	債券先物取引、債券オプション取引、株価指数先物取引

(2) 取引に対する取組方針と利用目的

当行は、お客さまの金利や為替に係るリスクヘッジニーズにお応えするため、また、当行の市場リスクの適切な管理を行うため、デリバティブ取引を利用しております。この他に、短期的な売買を行うトレーディング取引については、予めポジション限度額や損失限度額を設定したうえで取り組んでおります。なお、レバレッジ効果が過大で投機的な取引は行わない方針であります。また、ヘッジを目的とした一部取引については、ヘッジ会計を適用しております。

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理及び特例処理によっております。

ヘッジ方針(ヘッジ対象・ヘッジ手段を含む)

「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等に準拠する行内規程類とヘッジ対応方針に基づき、ヘッジ会計を適用しております。当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は、以下のとおりであります。

ヘッジ対象	円貨建短期定期預金、外貨建資産・負債
ヘッジ手段	金利スワップ、資金関連スワップ

ヘッジの有効性評価の方法

相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性の評価を行っております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価を行っております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引は、金利や為替などの市場の変動により損失を被る可能性のある市場リスクや、取引の相手方が契約不履行に陥った場合に損失を被る可能性のある信用リスクが内包されております。

なお、当行のデリバティブ取引の大半はヘッジ目的であるため、市場リスクについては、デリバティブ取引により被るリスクと保有する資産・負債が被るリスクが相殺されるようになっております。

また、自己資本比率規制に基づき、カレント・エクスポージャー方式(契約額等に残存期間に応じた一定の掛け目を乗じた値に再構築コストを加えて算出する方式)により算出した信用リスク相当額等は以下のとおりであります。

種 類	当連結会計年度(平成 19 年 3 月 31 日現在)	
	契約額等(百万円)	信用リスク相当額(百万円)
金利スワップ	2,819	3
通貨スワップ・為替予約	219,364	9,852
合計	222,184	9,856

(注) 自己資本比率規制の対象となっていない、原契約期間が 14 日以内の通貨スワップ・為替予約取引(契約額等 2,193 百万円)は上記記載から除いております。

(4) 取引に係るリスク管理体制

当行では、リスク管理を銀行の本質的な機能の一つと位置づけ、経営管理部内にリスク統轄グループを設置し、信用リスク・市場リスクをはじめとする各種リスクを一元的に把握する体制をとっております。また、デリバティブ取引については、そのリスク特性に応じてリスク管理方法や手続きを規程化し、内部管理体制の強化を図っております。

ヘッジ会計適用分のデリバティブ取引については、半期ごとにヘッジ対応方針及び運用・組織体制を定め、四半期ごとにヘッジの有効性評価を行い管理しております。

トレーディング目的のデリバティブ取引については、市場部門に係るリスク許容額を定め、リスク資本の配賦による管理体制を導入しており、取引または商品ごとのポジション限度額や損失限度額等を設定しております。

なお、市場部門の組織は、フロントオフィス(市場取引部門)とバックオフィス(事務管理部門)とを厳格に分離し、さらに、独立したミドルオフィス(リスク管理部門)を設置し、相互牽制体制を確立しております。

(5) 取引の時価等に関する補足説明

デリバティブ取引に係る「契約額等」は、名目上の契約額または計算上想定している元本であり、その金額自体がリスク額を表すものではありません。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成 19 年 3 月 31 日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建				
	買建				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
店頭	金利先渡契約				
	売建				
	買建				
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動				
	受取変動・支払固定				
	受取変動・支払変動				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
	売建				
買建					
	合計				

(注) 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## (2) 通貨関連取引(平成 19 年 3 月 31 日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百 万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物 売建 買建				
	通貨オプション 売建 買建				
店 頭	通貨スワップ 為替予約	203,858	164,213	5,670	5,670
	売建	5,647		14	14
	買建	5,368		63	63
	通貨オプション				
	売建	1,895		1	1
	買建	1,895		5	5
	その他				
	売建 買建				
	合計			5,617	5,617

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号)等に基づきヘッジ会計を適用している資金関連スワップ取引については、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

## (3) 株式関連取引(平成 19 年 3 月 31 日現在)

該当ありません。

## (4) 債券関連取引(平成 19 年 3 月 31 日現在)

該当ありません。

## (5) 商品関連取引(平成 19 年 3 月 31 日現在)

該当ありません。

## (6) クレジットデリバティブ取引(平成 19 年 3 月 31 日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)

該当ありません。

当中間連結会計期間(自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)

該当ありません。

前連結会計年度(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)

該当ありません。

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)

	銀行業 (百万円)	リース・ 投資事業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消 去 又 は 全 社 (百万円)	連 結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する 経常収益	42,770	3,795	1,298	47,864		47,864
(2)セグメント間の 内部経常収益	244	113	1,015	1,372	(1,372)	
計	43,015	3,909	2,313	49,237	(1,372)	47,864
経常費用	35,191	3,677	2,015	40,884	(1,445)	39,439
経常利益	7,823	232	297	8,353	72	8,425

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業・・・・・・・・銀行業
- (2) リース・投資事業・・・リース業及びベンチャーキャピタル業
- (3) その他の事業・・・・・・・・クレジットカード、事務代行業等

当中間連結会計期間(自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)

	銀行業 (百万円)	リース・ 投資事業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消 去 又 は 全 社 (百万円)	連 結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する 経常収益	46,537	3,955	1,343	51,836		51,836
(2)セグメント間の 内部経常収益	211	419	1,059	1,691	(1,691)	
計	46,748	4,375	2,403	53,527	(1,691)	51,836
経常費用	38,001	3,940	2,180	44,121	(1,752)	42,369
経常利益	8,747	435	223	9,406	60	9,466

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業・・・・・・・・銀行業
- (2) リース・投資事業・・・リース業及びベンチャーキャピタル業等
- (3) その他の事業・・・・・・・・クレジットカード、事務代行業等

前連結会計年度(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)

	銀行業 (百万円)	リース・ 投資事業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消 去 又 は 全 社 (百万円)	連 結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する 経常収益	84,283	9,718	2,633	96,635		96,635
(2)セグメント間の 内部経常収益	475	482	2,053	3,011	(3,011)	
計	84,758	10,201	4,687	99,646	(3,011)	96,635
経常費用	69,813	9,606	4,141	83,561	(2,988)	80,573
経常利益	14,945	594	545	16,084	(23)	16,061

- (注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。  
 2 各事業の主な内容は次のとおりであります。  
 (1) 銀行業・・・・・・・・銀行業  
 (2) リース・投資事業・・・リース業及びベンチャーキャピタル業等  
 (3) その他の事業・・・・・・・・クレジットカード、事務代行事業等

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が 90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が 90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合がいずれも 90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)

海外経常収益が連結経常収益の 10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)

海外経常収益が連結経常収益の 10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)

海外経常収益が連結経常収益の 10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当中間連結会計期間(自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)

該当ありません。

前連結会計年度(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)

該当ありません。

## (1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	949.97	1,010.13	987.98
1株当たり中間(当期) 純利益	円	17.96	13.71	33.41
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円			

(注) 1 1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

## (1) 1株当たり純資産額

	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	253,892	289,682	283,997
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	2,607	22,686	22,753
(うち少数株主持分)	2,607	22,686	22,753
普通株式に係る中間期末(期末)の 純資産額 (百万円)	251,284	266,995	261,243
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数(千株)	264,516	264,317	264,419

## (2) 1株当たり中間(当期)純利益

		前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	4,751	3,626	8,839
普通株主に帰属しない金額	百万円			
普通株式に係る中間(当期) 純利益	百万円	4,751	3,626	8,839
普通株式の期中平均株式数	千株	264,555	264,364	264,514

2 なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額並びに算定上の基礎については、潜在株式がないので記載しておりません。

## (重要な後発事象)

該当ありません。

## (2) 【その他】

該当ありません。

## 2 【中間財務諸表等】

### (1) 【中間財務諸表】

#### 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成 18 年 9 月 30 日)		当中間会計期間末 (平成 19 年 9 月 30 日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成 19 年 3 月 31 日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		51,367	1.26	45,967	1.11	50,292	1.21
コールローン		62,219	1.53	86,834	2.09	129,381	3.11
買入金銭債権		21,541	0.53	21,571	0.52	22,363	0.54
商品有価証券		721	0.02	1,493	0.04	1,012	0.02
金銭の信託		12,994	0.32	14,290	0.34	13,985	0.34
有価証券	1,2 9,15	1,372,718	33.78	1,379,461	33.23	1,354,903	32.54
貸出金	3,4 5,6 7,8 10	2,416,042	59.45	2,492,148	60.04	2,481,394	59.59
外国為替	8	4,890	0.12	5,702	0.14	8,460	0.20
その他資産	9	15,783	0.39	14,896	0.36	13,373	0.32
有形固定資産	11 12,14	61,324	1.51	59,448	1.43	61,512	1.48
無形固定資産		6,368	0.16	8,386	0.20	7,967	0.19
支払承諾見返	15	52,771	1.30	36,444	0.88	36,625	0.88
貸倒引当金		15,031	0.37	15,942	0.38	17,404	0.42
投資損失引当金				0	0.00	0	0.00
資産の部合計		4,063,712	100.00	4,150,702	100.00	4,163,868	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成 18 年 9 月 30 日)		当中間会計期間末 (平成 19 年 9 月 30 日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成 19 年 3 月 31 日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	9	3,490,351	85.89	3,569,467	86.00	3,590,251	86.22
譲渡性預金		120,051	2.95	124,706	3.00	119,949	2.88
コールマネー		24,169	0.59	5,771	0.14	14,166	0.34
債券貸借取引受入 担保金	9	31,139	0.77	42,679	1.03	38,114	0.92
借入金	13	32,000	0.79	34,600	0.83	34,600	0.83
外国為替		104	0.00	95	0.00	63	0.00
その他負債		29,177	0.72	30,680	0.74	35,337	0.85
役員賞与引当金						35	0.00
退職給付引当金		6,289	0.15	7,394	0.18	6,784	0.16
役員退職慰労引当金				204	0.00	235	0.01
時効預金払戻引当金				707	0.02	418	0.01
その他の偶発損失 引当金				901	0.02		
繰延税金負債		14,319	0.35	19,809	0.48	14,739	0.35
再評価に係る 繰延税金負債	14	12,923	0.32	11,414	0.28	12,292	0.30
支払承諾	15	52,771	1.30	36,444	0.88	36,625	0.88
負債の部合計		3,813,297	93.83	3,884,877	93.60	3,903,613	93.75
(純資産の部)							
資本金		33,076	0.81	33,076	0.80	33,076	0.79
資本剰余金		23,944	0.59	23,948	0.58	23,946	0.58
資本準備金		23,942		23,942		23,942	
その他資本剰余金		2		5		3	
利益剰余金		130,242	3.21	138,282	3.33	134,344	3.23
利益準備金		7,482		7,800		7,641	
その他利益剰余金		122,760		130,481		126,702	
配当準備金		2				2	
退職慰労積立金		720				720	
固定資産圧縮 積立金		78		363		307	
固定資産圧縮 特別勘定積立金						55	
別途積立金		114,532		123,532		114,532	
繰越利益剰余金		7,425		6,585		11,083	
自己株式		526	0.01	689	0.02	604	0.02
株主資本合計		186,738	4.60	194,617	4.69	190,762	4.58
その他有価証券評 価差額金		50,613	1.25	60,590	1.46	57,584	1.38
繰延ヘッジ損益		219	0.00	2	0.00	7	0.00
土地再評価差額金	14	12,843	0.32	10,620	0.25	11,915	0.29
評価・換算 差額等合計		63,676	1.57	71,208	1.71	69,491	1.67
純資産の部合計		250,414	6.17	265,825	6.40	260,254	6.25
負債及び 純資産の部合計		4,063,712	100.00	4,150,702	100.00	4,163,868	100.00

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)		当中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		42,981	100.00	46,751	100.00	84,692	100.00
資金運用収益		32,207		37,327		66,147	
(うち貸出金利息)		(21,307)		(25,198)		(44,496)	
(うち有価証券利息 配当金)		(10,547)		(11,508)		(20,888)	
役務取引等収益		6,204		6,354		12,481	
その他業務収益		1,328		731		2,051	
その他経常収益		3,241		2,338		3,992	
経常費用		35,158	81.80	38,005	81.29	69,746	82.35
資金調達費用		3,682		7,651		9,296	
(うち預金利息)		(1,943)		(5,412)		(5,379)	
役務取引等費用		1,883		2,038		3,744	
その他業務費用		3,449		2,226		5,604	
営業経費	1	22,606		23,466		44,150	
その他経常費用	2	3,535		2,622		6,950	
経常利益		7,822	18.20	8,745	18.71	14,945	17.65
特別利益	3	1,931	4.49	1,825	3.90	2,719	3.21
特別損失	4,5	2,307	5.37	2,050	4.39	3,380	3.99
税引前中間 (当期)純利益		7,446	17.32	8,520	18.22	14,285	16.87
法人税、住民税 及び事業税		4,264	9.92	4,018	8.59	7,028	8.30
法人税等調整額		1,422	3.31	1,066	2.28	1,313	1.55
中間(当期)純利益		4,604	10.71	3,436	7.35	8,570	10.12

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)

	株主資本												自 株	己 式	株 資 合	主 本 計
	資本金	資本剰余金			利 益 準 備 金	利益剰余金					利 益 剰 余 金 合 計					
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計		その他利益剰余金										
						配 当 準 備 金	退 職 慰 勞 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金						
平成 18 年 3 月 31 日残高(百万円)	33,076	23,942		23,942	7,317	2	720	78	105,832	11,488	125,440	470	181,990			
中間会計期間中の 変動額																
剰余金の配当(注)					165					959	793		793			
別途積立金(注)									8,700	8,700						
役員賞与(注)										35	35		35			
中間純利益										4,604	4,604		4,604			
自己株式の取得												62	62			
自己株式の処分			2	2								6	8			
土地再評価差額 金の取崩										1,026	1,026		1,026			
株主資本以外の項 目の中間会計期間 中の変動額(純額)																
中間会計期間中の 変動額合計 (百万円)			2	2	165				8,700	4,063	4,802	56	4,747			
平成 18 年 9 月 30 日残高(百万円)	33,076	23,942	2	23,944	7,482	2	720	78	114,532	7,425	130,242	526	186,738			

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成 18 年 3 月 31 日残高(百万円)	50,741		13,870	64,612	246,602
中間会計期間中の 変動額					
剰余金の配当(注)					793
別途積立金(注)					
役員賞与(注)					35
中間純利益					4,604
自己株式の取得					62
自己株式の処分					8
土地再評価差額 金の取崩			1,026	1,026	
株主資本以外の項 目の中間会計期間 中の変動額(純額)	127		219	91	91
中間会計期間中の 変動額合計 (百万円)	127		1,026	935	3,812
平成 18 年 9 月 30 日残高(百万円)	50,613		12,843	63,676	250,414

(注) 平成 18 年 6 月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間(自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)

	株主資本														
	資本金	資本剰余金				利益剰余金								自 株	己 式 株 資 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金						利 益 剰 余 金 合 計			
						配 当 準 備 金	退 職 慰 勞 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 特 別 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 上 積 立 金		繰 上 積 立 金		
平成 19 年 3 月 31 日残高(百万円)	33,076	23,942	3	23,946	7,641	2	720	307	55	114,532	11,083	134,344	604	190,762	
中間会計期間中の 変動額															
剰余金の配当(注)					158						951	793		793	
別途積立金の積立 (注)										9,000	9,000				
中間純利益											3,436	3,436		3,436	
自己株式の取得													92	92	
自己株式の処分			1	1									7	9	
配当準備金の取崩 (注)						2					2				
退職慰勞積立金の 取崩(注)							720				720				
固定資産圧縮特別 積立金の取崩								55	55						
土地再評価差額 金の取崩											1,294	1,294		1,294	
株主資本以外の項 目の中間会計期間 中の変動額(純額)															
中間会計期間中の 変動額合計 (百万円)			1	1	158	2	720	55	55	9,000	4,497	3,938	85	3,854	
平成 19 年 9 月 30 日残高(百万円)	33,076	23,942	5	23,948	7,800			363		123,532	6,585	138,282	689	194,617	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成 19 年 3 月 31 日残高(百万円)	57,584	7	11,915	69,491	260,254
中間会計期間中の 変動額					
剰余金の配当(注)					793
別途積立金の積立 (注)					
中間純利益					3,436
自己株式の取得					92
自己株式の処分					9
配当準備金の取崩 (注)					
退職慰勞積立金の 取崩(注)					
固定資産圧縮特別 積立金の取崩					
土地再評価差額 金の取崩					1,294
株主資本以外の項 目の中間会計期間 中の変動額(純額)	3,006	4	1,294	1,716	1,716
中間会計期間中の 変動額合計 (百万円)	3,006	4	1,294	1,716	5,571
平成 19 年 9 月 30 日残高(百万円)	60,590	2	10,620	71,208	265,825

(注) 平成 19 年 6 月の定時株主総会における決議項目であります。

前事業年度(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)

	株主資本														
	資本金	資本剰余金				利益剰余金								自 株 式 株 資 合 本 計	
		資 本 準 備 金	其 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金						利 益 剰 余 金 計			
						配 当 金	退 職 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 特 別 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 上 積 立 金				
平成 18 年 3 月 31 日残高(百万円)	33,076	23,942		23,942	7,317	2	720	78			105,832	11,488	125,440	470	181,990
事業年度中の変動額															
剰余金の配当(注)					158							952	793		793
剰余金の配当					158							952	793		793
固定資産圧縮積立金の積立								228				228			
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立									55			55			
別途積立金(注)										8,700	8,700				
役員賞与(注)					7							42	35		35
当期純利益												8,570	8,570		8,570
自己株式の取得														145	145
自己株式の処分				3	3									11	15
土地再評価差額金の取崩												1,954	1,954		1,954
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)															
事業年度中の変動額合計(百万円)				3	3	324		228	55	8,700	405	8,903	134	8,772	
平成 19 年 3 月 31 日残高(百万円)	33,076	23,942	3	23,946	7,641	2	720	307	55	114,532	11,083	134,344	604	190,762	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成 18 年 3 月 31 日残高(百万円)	50,741		13,870	64,612	246,602
事業年度中の変動額					
剰余金の配当(注)					793
剰余金の配当					793
固定資産圧縮積立金の積立					
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立					
別途積立金(注)					
役員賞与(注)					35
当期純利益					8,570
自己株式の取得					145
自己株式の処分					15
土地再評価差額金の取崩					1,954
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	6,842		1,954	4,879	4,879
事業年度中の変動額合計(百万円)	6,842		1,954	4,879	13,652
平成 19 年 3 月 31 日残高(百万円)	57,584		11,915	69,491	260,254

(注) 平成 18 年 6 月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	前事業年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。	同 左	同 左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p> <p>(3) 「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。</p>	<p>(1) 同 左</p> <p>(2) 同 左</p> <p>(3) 同 左</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同 左</p> <p>(3) 同 左</p>
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左	同 左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。

	前中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	前事業年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
	<p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 動産 3年～20年</p>	<p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 動産 3年～20年 (会計方針の変更) 平成 19 年度税制改正に伴い、平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ 16 百万円減少しております。 (追加情報) 当中間会計期間より、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を 5 年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 動産 3年～20年</p>
	<p>(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産 同 左</p>	<p>(2) 無形固定資産 同 左</p>

	前中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	前事業年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	前事業年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 27,116 百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 20,363 百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 21,332 百万円であります。</p>
		(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 同 左
			(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理していましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第 4 号平成 17 年 11 月 29 日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は 35 百万円増加し、税引前当期純利益は同額減少しております。

	前中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	前事業年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務</p> <p>その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10 年)による定額法により損益処理数理計算上の差異</p> <p>各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>同 左</p>	<p>(4) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務</p> <p>その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10 年)による定額法により損益処理数理計算上の差異</p> <p>各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>

	前中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	前事業年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
		<p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。 (追加情報) 役員退職慰労金は、従来支出時の費用として処理しておりましたが、前事業年度の下期より「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(平成 19 年 4 月 13 日改正日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第 42 号。以下「監査・保証実務委員会報告第 42 号」という。)を適用し、内規に基づいて発生していると認められる要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。 前中間会計期間において、当中間会計期間と同一の方法を採用した場合は、前中間会計期間の営業経費は 210 百万円増加し、経常利益及び税引前中間純利益は同額減少いたします。</p>	<p>(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職金の支払いに備えるため、年度末要支給額を計上しております。 (会計方針の変更) 役員退職慰労金は、従来支出時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(平成 19 年 4 月 13 日改正日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第 42 号。以下「監査・保証実務委員会報告第 42 号」という。)を適用し、当事業年度からは、内規に基づく年度末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は 235 百万円増加し、税引前当期純利益は同額減少しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	前事業年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
		<p>(5) 時効預金払戻引当金 時効預金払戻引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った時効預金の払戻請求に備えるため必要と認められる額を計上しております。 (追加情報) 一定の要件を満たす睡眠預金については、従来時効預金として負債計上を中止するとともに利益計上を行い、預金者からの払戻請求時に費用として処理しておりましたが、前事業年度の下期より「監査・保証実務委員会報告第 42 号」を適用し、過去の支払実績等を勘案して必要と認められた額を時効預金払戻引当金として計上する方法に変更しております。 前中間会計期間において、当中間会計期間と同一の方法を採用した場合は、前中間会計期間のその他経常費用は 315 百万円増加し、経常利益及び税引前中間純利益は同額減少いたします。</p>	<p>(6) 時効預金払戻引当金 時効預金払戻引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った時効預金の払戻請求に備えるため必要と認められた額を計上しております。 (会計方針の変更) 一定の要件を満たす睡眠預金については、従来時効預金として負債計上を中止するとともに利益計上を行い、預金者からの払戻請求時に費用として処理しておりましたが、「監査・保証実務委員会報告第 42 号」を適用し、当事業年度からは、過去の支払実績等を勘案して必要と認められた額を時効預金払戻引当金として計上する方法に変更しております。これにより、従来の方法に比べその他の経常費用は 418 百万円増加し、税引前当期純利益は同額減少しております。</p>
		<p>(6) その他の偶発損失引当金 その他の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>	
6 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左	外貨建の資産・負債及び海外支店勘定は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左

	前中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	前事業年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
8 ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 同 左</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 同 左</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>

	前中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	前事業年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
	<p>資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> <p>なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>		
9 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	同 左	<p>消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号平成 17 年 12 月 9 日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号平成 17 年 12 月 9 日)を当中間会計期間から適用しております。 当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は 250,195 百万円であります。 なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成 19 年 6 月 15 日付及び同 7 月 4 日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号平成 17 年 12 月 9 日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号平成 17 年 12 月 9 日)を当事業年度から適用しております。 当事業年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は 260,262 百万円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>

表示方法の変更

<p style="text-align: center;">前中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)</p>	<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)</p>
<p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 60 号平成 18 年 4 月 28 日)により改正され、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「配当準備金」「退職慰労積立金」「固定資産圧縮積立金」「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成 18 年 9 月 30 日)	当中間会計期間末 (平成 19 年 9 月 30 日)	前事業年度末 (平成 19 年 3 月 31 日)
<p>1 関係会社の株式(及び出資)総額 2,127 百万円</p> <p>2 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の社債に 1 百万円含まれております。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,383 百万円、延滞債権額は 21,089 百万円であります。          なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。          また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 2,097 百万円であります。          なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 関係会社の株式(及び出資)総額 2,270 百万円</p> <p>2 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の社債に 1 百万円含まれております。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,589 百万円、延滞債権額は 24,289 百万円であります。          なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。          また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 1,975 百万円であります。          なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 関係会社の株式総額 2,664 百万円</p> <p>2 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券が、「社債」に 1 百万円含まれております。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,997 百万円、延滞債権額は 22,705 百万円であります。          なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。          また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 1,641 百万円であります。          なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成 18 年 9 月 30 日)	当中間会計期間末 (平成 19 年 9 月 30 日)	前事業年度末 (平成 19 年 3 月 31 日)																														
<p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 38,277 百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 62,848 百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 貸出債権証券化(以下「CLO」という。なお、CLOは Collateralized Loan Obligation の略)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間会計期間末残高は 16,230 百万円あります。なお、当行はCLOの劣後受益権 2,811 百万円を継続保有し、貸出金中の証書貸付に計上しております。</p> <p>8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 36,323 百万円あります。</p> <p>9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>136,782 百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>2,603 百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受入担保金</td> <td>31,139 百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 61,543 百万円を差し入れております。</p>	有価証券	136,782 百万円	担保資産に対応する債務		預金	2,603 百万円	債券貸借取引		受入担保金	31,139 百万円	<p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 32,938 百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 60,793 百万円あります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 貸出債権証券化(以下「CLO」という。なお、CLOは Collateralized Loan Obligation の略)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間会計期間末残高は 14,118 百万円あります。なお、当行はCLOの劣後受益権 2,435 百万円を継続保有し、貸出金中の証書貸付に計上しております。</p> <p>8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 31,518 百万円あります。</p> <p>9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>147,104 百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>2,467 百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受入担保金</td> <td>42,679 百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 66,792 百万円を差し入れております。</p>	有価証券	147,104 百万円	担保資産に対応する債務		預金	2,467 百万円	債券貸借取引		受入担保金	42,679 百万円	<p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 34,566 百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 60,911 百万円あります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 貸出債権証券化(以下「CLO」という。なお、CLOは Collateralized Loan Obligation の略)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当事業年度末残高は 16,117 百万円あります。なお、当行はCLOの劣後受益権 2,723 百万円を継続保有し、貸出金中の証書貸付に計上しております。</p> <p>8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 36,704 百万円あります。</p> <p>9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>142,302 百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>8,227 百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受入担保金</td> <td>38,114 百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 61,541 百万円を差し入れております。</p>	有価証券	142,302 百万円	担保資産に対応する債務		預金	8,227 百万円	債券貸借取引		受入担保金	38,114 百万円
有価証券	136,782 百万円																															
担保資産に対応する債務																																
預金	2,603 百万円																															
債券貸借取引																																
受入担保金	31,139 百万円																															
有価証券	147,104 百万円																															
担保資産に対応する債務																																
預金	2,467 百万円																															
債券貸借取引																																
受入担保金	42,679 百万円																															
有価証券	142,302 百万円																															
担保資産に対応する債務																																
預金	8,227 百万円																															
債券貸借取引																																
受入担保金	38,114 百万円																															

前中間会計期間末 (平成 18 年 9 月 30 日)	当中間会計期間末 (平成 19 年 9 月 30 日)	前事業年度末 (平成 19 年 3 月 31 日)
<p>また、その他資産のうち保証金は 946 百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p>	<p>また、その他資産のうち保証金は 924 百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p>	<p>また、その他の資産のうち保証金は 920 百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p>
<p>10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、779,661 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 771,884 百万円あります。</p>	<p>10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、790,876 百万円あります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 775,778 百万円あります。</p>	<p>10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、772,983 百万円あります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 755,999 百万円あります。</p>
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>11 有形固定資産の減価償却累計額 45,031 百万円</p>	<p>11 有形固定資産の減価償却累計額 46,308 百万円</p>	<p>11 有形固定資産の減価償却累計額 45,494 百万円</p>
<p>12 有形固定資産の圧縮記帳額 4,168 百万円</p>	<p>12 有形固定資産の圧縮記帳額 4,144 百万円</p>	<p>12 有形固定資産の圧縮記帳額 4,144 百万円</p>
<p>(当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p>	<p>(当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p>	<p>(当事業年度圧縮記帳額 百万円)</p>

前中間会計期間末 (平成 18 年 9 月 30 日)	当中間会計期間末 (平成 19 年 9 月 30 日)	前事業年度末 (平成 19 年 3 月 31 日)
<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 32,000 百万円が含まれております。</p> <p>14 土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日</p> <p>同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 3 号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。</p>	<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 34,600 百万円が含まれております。</p> <p>14 同 左</p> <p>15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する当行の保証債務の額は 10,277 百万円であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当該債務保証に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 38 号平成 19 年 4 月 17 日)により改正されたことに伴い相殺しております。</p> <p>前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ 14,623 百万円減少いたします。</p>	<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 34,600 百万円が含まれております。</p> <p>14 土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日</p> <p>同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 3 号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 19,530 百万円</p> <p>15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する保証債務の額は 11,167 百万円であります。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当該債務保証に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 38 号平成 19 年 4 月 17 日)により改正され、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から相殺しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ 11,167 百万円減少しております。</p>

(中間損益計算書関係)

<p>前中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)</p>
<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>建物・動産 1,063 百万円 その他 855 百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却 2,662 百万円及び株式等償却 60 百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別利益は、貸倒引当金戻入益 1,532 百万円、償却債権取立益 398 百万円であります。</p> <p>4 特別損失は、固定資産処分損 46 百万円、減損損失 2,261 百万円であります。</p> <p>5 当中間会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <p>(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>(イ)滋賀県内 主な用途 営業用資産 2カ所 種類 土地・建物・動産 減損損失額 85 百万円</p> <p>(ロ)滋賀県外 主な用途 営業用資産 1カ所 種類 土地・建物・動産 減損損失額 2,176 百万円 上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 1,017 百万円 無形固定資産 795 百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却 716 百万円及び株式等償却 192 百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別利益は、貸倒引当金戻入益 1,038 百万円、償却債権取立益 787 百万円であります。</p> <p>4 特別損失は、固定資産処分損 58 百万円、減損損失 1,991 百万円であります。</p> <p>5 当中間会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <p>(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>(イ)滋賀県内 主な用途 営業用資産 1カ所 種類 動産 減損損失額 7 百万円</p> <p>(ロ)滋賀県外 主な用途 営業用資産 2カ所 種類 土地・建物・動産 減損損失額 1,984 百万円 上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 2,007 百万円 無形固定資産 1,677 百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却 3,319 百万円及び株式等償却 97 百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別利益は、固定資産処分益 1,581 百万円、償却債権取立益 1,138 百万円であります。</p> <p>4 特別損失は、固定資産処分損 66 百万円、減損損失 3,313 百万円であります。</p> <p>5 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <p>(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>(イ)滋賀県内 主な用途 営業用資産 2カ所 種類 土地・建物・動産 減損損失額 85 百万円</p> <p>(ロ)滋賀県内 主な用途 共用資産 1カ所 種類 土地・建物・動産 減損損失額 1,051 百万円</p> <p>(ハ)滋賀県外 主な用途 営業用資産 1カ所 種類 土地・建物・動産 減損損失額 2,176 百万円 上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)</p>
<p>(資産グループの概要及びグルーピングの方法) (イ)資産グループの概要 遊休資産 店舗・社宅跡地等 営業用資産 営業の用に供する資産 共用資産 銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等) (ロ)グルーピングの方法 遊休資産 各々が独立した資産としてグルーピング 営業用資産 原則、営業店単位 ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング 共用資産 銀行全体を一体としてグルーピング (回収可能価額) 当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。</p>	<p>(資産グループの概要及びグルーピングの方法) (イ)資産グループの概要 遊休資産 店舗・社宅跡地等 営業用資産 営業の用に供する資産 共用資産 銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等) (ロ)グルーピングの方法 遊休資産 各々が独立した資産としてグルーピング 営業用資産 原則、営業店単位 ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング 共用資産 銀行全体を一体としてグルーピング (回収可能価額) 当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。</p>	<p>(資産グループの概要及びグルーピングの方法) (イ)資産グループの概要 遊休資産 店舗・社宅跡地等 営業用資産 営業の用に供する資産 共用資産 銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等) (ロ)グルーピングの方法 遊休資産 各々が独立した資産としてグルーピング 営業用資産 原則、営業店単位 ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング 共用資産 銀行全体を一体としてグルーピング (回収可能価額) 当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間 末株式数 (千株)	摘 要
自己株式					
普通株式	864	80	11	933	(注)
合 計	864	80	11	933	

(注) 当中間会計期間中の増加は単元未満株式の買取りによる増加、当中間会計期間中の減少は単元未満株式の買増請求による減少であります。

当中間会計期間(自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間 末株式数 (千株)	摘 要
自己株式					
普通株式	1,030	114	11	1,132	(注)
合 計	1,030	114	11	1,132	

(注) 当中間会計期間中の増加は単元未満株式の買取りによる増加、当中間会計期間中の減少は単元未満株式の買増請求による減少であります。

前事業年度(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)	摘 要
自己株式					
普通株式	864	185	19	1,030	(注)
合 計	864	185	19	1,030	

(注) 当事業年度中の増加は単元未満株式の買取りによる増加、当事業年度中の減少は単元未満株式の買増請求による減少であります。

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	前事業年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)																																																																																																																		
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>  動産</td><td>784 百万円</td></tr> <tr><td>  その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>784 百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>  動産</td><td>350 百万円</td></tr> <tr><td>  その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>350 百万円</td></tr> <tr><td>減損損失累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>  動産</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>  その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>中間会計期間末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td>  動産</td><td>433 百万円</td></tr> <tr><td>  その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>433 百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>  1 年内</td><td>152 百万円</td></tr> <tr><td>  1 年超</td><td>281 百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>433 百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 百万円</p>	取得価額相当額		動産	784 百万円	その他	百万円	合計	784 百万円	減価償却累計額相当額		動産	350 百万円	その他	百万円	合計	350 百万円	減損損失累計額相当額		動産	百万円	その他	百万円	合計	百万円	中間会計期間末残高相当額		動産	433 百万円	その他	百万円	合計	433 百万円	1 年内	152 百万円	1 年超	281 百万円	合計	433 百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>  動産</td><td>877 百万円</td></tr> <tr><td>  その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>877 百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>  動産</td><td>502 百万円</td></tr> <tr><td>  その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>502 百万円</td></tr> <tr><td>減損損失累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>  動産</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>  その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>中間会計期間末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td>  動産</td><td>374 百万円</td></tr> <tr><td>  その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>374 百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>  1 年内</td><td>171 百万円</td></tr> <tr><td>  1 年超</td><td>203 百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>374 百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 百万円</p>	取得価額相当額		動産	877 百万円	その他	百万円	合計	877 百万円	減価償却累計額相当額		動産	502 百万円	その他	百万円	合計	502 百万円	減損損失累計額相当額		動産	百万円	その他	百万円	合計	百万円	中間会計期間末残高相当額		動産	374 百万円	その他	百万円	合計	374 百万円	1 年内	171 百万円	1 年超	203 百万円	合計	374 百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>  動産</td><td>866 百万円</td></tr> <tr><td>  その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>866 百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>  動産</td><td>428 百万円</td></tr> <tr><td>  その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>428 百万円</td></tr> <tr><td>減損損失累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>  動産</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>  その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>期末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td>  動産</td><td>438 百万円</td></tr> <tr><td>  その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>438 百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>  1 年内</td><td>167 百万円</td></tr> <tr><td>  1 年超</td><td>270 百万円</td></tr> <tr><td>  合計</td><td>438 百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・リース資産減損勘定の期末残高 百万円</p>	取得価額相当額		動産	866 百万円	その他	百万円	合計	866 百万円	減価償却累計額相当額		動産	428 百万円	その他	百万円	合計	428 百万円	減損損失累計額相当額		動産	百万円	その他	百万円	合計	百万円	期末残高相当額		動産	438 百万円	その他	百万円	合計	438 百万円	1 年内	167 百万円	1 年超	270 百万円	合計	438 百万円
取得価額相当額																																																																																																																				
動産	784 百万円																																																																																																																			
その他	百万円																																																																																																																			
合計	784 百万円																																																																																																																			
減価償却累計額相当額																																																																																																																				
動産	350 百万円																																																																																																																			
その他	百万円																																																																																																																			
合計	350 百万円																																																																																																																			
減損損失累計額相当額																																																																																																																				
動産	百万円																																																																																																																			
その他	百万円																																																																																																																			
合計	百万円																																																																																																																			
中間会計期間末残高相当額																																																																																																																				
動産	433 百万円																																																																																																																			
その他	百万円																																																																																																																			
合計	433 百万円																																																																																																																			
1 年内	152 百万円																																																																																																																			
1 年超	281 百万円																																																																																																																			
合計	433 百万円																																																																																																																			
取得価額相当額																																																																																																																				
動産	877 百万円																																																																																																																			
その他	百万円																																																																																																																			
合計	877 百万円																																																																																																																			
減価償却累計額相当額																																																																																																																				
動産	502 百万円																																																																																																																			
その他	百万円																																																																																																																			
合計	502 百万円																																																																																																																			
減損損失累計額相当額																																																																																																																				
動産	百万円																																																																																																																			
その他	百万円																																																																																																																			
合計	百万円																																																																																																																			
中間会計期間末残高相当額																																																																																																																				
動産	374 百万円																																																																																																																			
その他	百万円																																																																																																																			
合計	374 百万円																																																																																																																			
1 年内	171 百万円																																																																																																																			
1 年超	203 百万円																																																																																																																			
合計	374 百万円																																																																																																																			
取得価額相当額																																																																																																																				
動産	866 百万円																																																																																																																			
その他	百万円																																																																																																																			
合計	866 百万円																																																																																																																			
減価償却累計額相当額																																																																																																																				
動産	428 百万円																																																																																																																			
その他	百万円																																																																																																																			
合計	428 百万円																																																																																																																			
減損損失累計額相当額																																																																																																																				
動産	百万円																																																																																																																			
その他	百万円																																																																																																																			
合計	百万円																																																																																																																			
期末残高相当額																																																																																																																				
動産	438 百万円																																																																																																																			
その他	百万円																																																																																																																			
合計	438 百万円																																																																																																																			
1 年内	167 百万円																																																																																																																			
1 年超	270 百万円																																																																																																																			
合計	438 百万円																																																																																																																			

前中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	前事業年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料 76 百万円</li> <li>リース資産減損勘定の取崩額 百万円</li> <li>減価償却費相当額 76 百万円</li> <li>減損損失 百万円</li> </ul> </li> <li>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料 85 百万円</li> <li>リース資産減損勘定の取崩額 百万円</li> <li>減価償却費相当額 85 百万円</li> <li>減損損失 百万円</li> </ul> </li> <li>・減価償却費相当額の算定方法 同 左</li> <li>2. オペレーティング・リース取引 <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 年内 1 百万円</li> <li>1 年超 6 百万円</li> <li>合 計 7 百万円</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料 154 百万円</li> <li>リース資産減損勘定の取崩額 百万円</li> <li>減価償却費相当額 154 百万円</li> <li>減損損失 百万円</li> </ul> </li> <li>・減価償却費相当額の算定方法 同 左</li> </ul>

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成 18 年 9 月 30 日現在)、当中間会計期間末(平成 19 年 9 月 30 日現在)、前事業年度末(平成 19 年 3 月 31 日現在)とも、該当ありません。

(企業結合等関係)

当中間会計期間(自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)

該当ありません。

前事業年度(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)

該当ありません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

(2) 【その他】

中間配当

平成 19 年 11 月 15 日開催の取締役会において、第 121 期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	792 百万円
1 株当たりの中間配当金	3 円
支払請求の効力発生日及び支払開始日	平成 19 年 12 月 10 日

## 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |     |                     |   |                             |                          |
|-----|---------------------|---|-----------------------------|--------------------------|
| (1) | 有価証券報告書<br>及びその添付書類 | 事業年度<br>(第120期)                                   | 自 平成18年4月1日<br>至 平成19年3月31日 | 平成19年6月27日<br>関東財務局長に提出。 |
| (2) | 有価証券報告書の<br>訂正報告書   | 平成19年6月27日に提出した有価証券<br>報告書(第120期)の訂正報告書でありま<br>す。 |                             | 平成19年11月2日<br>関東財務局長に提出。 |

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月8日

株式会社滋賀銀行  
取締役会 御中

### みすず監査法人

指定社員 公認会計士 山本 眞 吾  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 加地 敬  
業務執行社員

### 山口監査法人

代表社員 公認会計士 竹田 義 廣  
業務執行社員

私どもは、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社滋賀銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私どもの責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私どもは、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私どもに中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。私どもは、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どもは、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社滋賀銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私ども両監査法人又はそれぞれの業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

( ) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成 19 年 12 月 10 日

株式会社滋賀銀行  
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 西 村 猛 (印)

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 河 津 誠 司 (印)

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社滋賀銀行の平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社滋賀銀行及び連結子会社の平成 19 年 9 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

( ) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管している。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月8日

株式会社滋賀銀行  
取締役会 御中

## みすず監査法人

指定社員 公認会計士 山本 眞吾  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 加地 敬  
業務執行社員

## 山口監査法人

代表社員 公認会計士 竹田 義廣  
業務執行社員

私どもは、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社滋賀銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第120期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、私どもの責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

私どもは、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私どもに中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。私どもは、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どもは、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社滋賀銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私ども両監査法人又はそれぞれの業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

( ) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成 19 年 12 月 10 日

株式会社滋賀銀行  
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 西 村 猛 (印)

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 河 津 誠 司 (印)

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社滋賀銀行の平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの第 121 期事業年度の中間会計期間(平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社滋賀銀行の平成 19 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

( ) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管している。